

長崎市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後	変 更 前
<p>○基本計画の名称：長崎市中心市街地活性化基本計画 ○作成主体：長崎県長崎市 ○計画期間：令和2年4月1日から令和<u>8</u>年3月31日まで (<u>6</u>年)</p> <p>1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 [1]～[5] 略 [6] 中心市街地活性化の方針（基本的方向性） テーマ 長崎のエンジンである中心市街地を起点とした、人に選ばれるまちづくり 計画期間 令和2年4月～令和<u>8</u>年3月 (<u>6</u>年間)</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD A[人口の社会減が深刻化] --> B[仕事がない] A --> C[経済活動が拡大していない] A --> D[暮らしやすさが不十分] B --> E[雇用環境の充実] C --> F[交流の産業化の推進による消費の拡大] D --> G[暮らしやすさを実感できるまちづくりの推進] </pre> </div> <p>方針1～方針3 略</p> <p>2. 略</p> <p>3. 中心市街地の活性化の目標 [1] 略 [2] 計画期間の考え方 本基本計画の計画期間は、中心市街地内で行われる各種事業による効果の発現を考慮し、令和2年4月から令和<u>8</u>年3月までの<u>6</u>年間とする。</p> <p>[3] 目標指標の設定の考え方・フォローアップの時期及び方法 本基本計画で設定した中心市街地活性化の3つの目標の達成状況を的確に把握するため、定期的なフォローアップが可能な指標であることを前提に、以下のように数値目標を設定し、目標の達成状況を進行管理する。</p> <p>(目標1) 「雇用の場の創出」に関する数値目標</p>	<p>○基本計画の名称：長崎市中心市街地活性化基本計画 ○作成主体：長崎県長崎市 ○計画期間：令和2年4月1日から令和<u>7</u>年3月31日まで (<u>5</u>年)</p> <p>1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 [1]～[5] 略 [6] 中心市街地活性化の方針（基本的方向性） テーマ 長崎のエンジンである中心市街地を起点とした、人に選ばれるまちづくり 計画期間 令和2年4月～令和<u>7</u>年3月 (<u>5</u>年間)</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD A[人口の社会減が深刻化] --> B[仕事がない] A --> C[経済活動が拡大していない] A --> D[暮らしやすさが不十分] B --> E[雇用環境の充実] C --> F[交流の産業化の推進による消費の拡大] D --> G[暮らしやすさを実感できるまちづくりの推進] </pre> </div> <p>方針1～方針3 略</p> <p>2. 略</p> <p>3. 中心市街地の活性化の目標 [1] 略 [2] 計画期間の考え方 本基本計画の計画期間は、中心市街地内で行われる各種事業による効果の発現を考慮し、令和2年4月から令和<u>7</u>年3月までの<u>5</u>年間とする。</p> <p>[3] 目標指標の設定の考え方・フォローアップの時期及び方法 本基本計画で設定した中心市街地活性化の3つの目標の達成状況を的確に把握するため、定期的なフォローアップが可能な指標であることを前提に、以下のように数値目標を設定し、目標の達成状況を進行管理する。</p> <p>(目標1) 「雇用の場の創出」に関する数値目標</p>

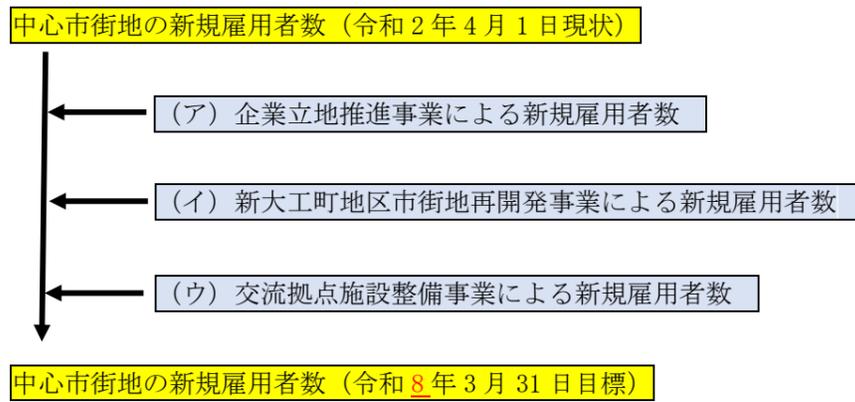
(1) 目標指標設定の考え方

転出超過の主な理由は仕事がないことと考えられるため、魅力的な仕事を創っていくことが必要となる。交流拠点施設整備事業や新大工町地区市街地再開発事業などの新たな拠点の整備、企業誘致などにより雇用を創出する。そうした事業により生まれる新たな雇用の受け皿を「新規雇用者数」とし、計画期間における目標値を設定する。

指標名	平成 26～30 年度 (基準値<実績値>)	令和 2～ <u>7</u> 年度 (目標値)
中心市街地の 新規雇用者数	893 人	<u>1,500</u> 人

(2) 数値目標の設定

数値目標の設定におかえるフローを以下に示す。



(ア) 企業立地推進事業による増加

(a) すでに立地の申し入れがあった数

企業立地推進事業は、投資額や雇用人数など一定の条件を満たせば、企業立地にあたり、各種奨励金の交付を受けることができる制度である。

令和 2～7 年度に本制度を利用して企業を立地するものとして申し入れを行っている企業から雇用計画が提出されているが、当該計画書に記載の雇用予定者数を積み上げると約 840 人の新規雇用者数が見込まれる。

(b) 現時点の空きオフィスを活用した増加

クレインハーバー長崎ビルにおいて、現在、空きオフィスが約 500 坪ある。今後立地の申し入れがあった場合には、こちらの空きオフィスにおける開業を提案するが、空きオフィスの面積 2 坪あたりに 1 人の従業者が働くと仮定して計算をすると、 $500 \div 2 = 250$ 人の雇用が見込まれる。

よって企業立地推進事業による新規雇用者数の増加は

$$(a) + (b) = 840 + 250 = 1,090 \approx 1,100 \text{ 人}$$

(イ) 新大工町地区市街地再開発事業による新規雇用者数の増加

新大工町地区市街地再開発事業において、業務施設床が 533 坪できる予定であるが、面積 2 坪あたりに 1 人の従業者が働くと仮定して計算をすると、

$$533 \div 2 = 266 \approx 300 \text{ 人の雇用が見込まれる。}$$

(ウ) 交流拠点施設整備事業による新規雇用者数の増加

交流拠点施設内で勤務する MICE の誘致・運営等を行う企業分の雇用者数の増加と、隣接するホテル (200 室

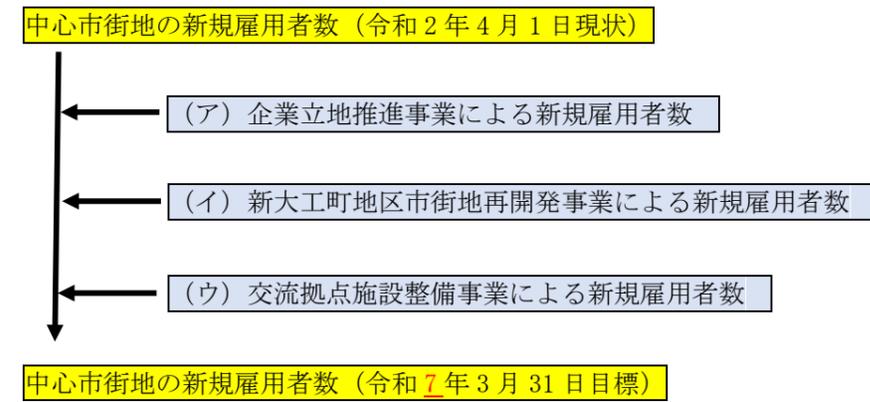
(1) 目標指標設定の考え方

転出超過の主な理由は仕事がないことと考えられるため、魅力的な仕事を創っていくことが必要となる。交流拠点施設整備事業や新大工町地区市街地再開発事業などの新たな拠点の整備、企業誘致などにより雇用を創出する。そうした事業により生まれる新たな雇用の受け皿を「新規雇用者数」とし、計画期間における目標値を設定する。

指標名	平成 26～30 年度 (基準値<実績値>)	令和 2～ <u>6</u> 年度 (目標値)
中心市街地の 新規雇用者数	893 人	<u>1,300</u> 人

(2) 数値目標の設定

数値目標の設定におかえるフローを以下に示す。



(ア) 企業立地推進事業による増加

(a) すでに立地の申し入れがあった数

企業立地推進事業は、投資額や雇用人数など一定の条件を満たせば、企業立地にあたり、各種奨励金の交付を受けることができる制度である。

令和 2～6 年度に本制度を利用して企業を立地するものとして申し入れを行っている企業から雇用計画が提出されているが、当該計画書に記載の雇用予定者数を積み上げると約 670 人の新規雇用者数が見込まれる。

(b) 現時点の空きオフィスを活用した増加

クレインハーバー長崎ビルにおいて、現在、空きオフィスが約 500 坪ある。今後立地の申し入れがあった場合には、こちらの空きオフィスにおける開業を提案するが、空きオフィスの面積 2 坪あたりに 1 人の従業者が働くと仮定して計算をすると、 $500 \div 2 = 250$ 人の雇用が見込まれる。

よって企業立地推進事業による新規雇用者数の増加は

$$(a) + (b) = 670 + 250 = 920 \approx 900 \text{ 人}$$

(イ) 新大工町地区市街地再開発事業による新規雇用者数の増加

新大工町地区市街地再開発事業において、業務施設床が 533 坪できる予定であるが、面積 2 坪あたりに 1 人の従業者が働くと仮定して計算をすると、

$$533 \div 2 = 266 \approx 300 \text{ 人の雇用が見込まれる。}$$

(ウ) 交流拠点施設整備事業による新規雇用者数の増加

交流拠点施設内で勤務する MICE の誘致・運営等を行う企業分の雇用者数の増加と、隣接するホテル (200 室

を予定)に生まれる雇用者数の増加を、以下のとおり見込んだ。

MICE 誘致・運営に係る企業においては、16 人の雇用を見込んでいる（（仮称）長崎市交流拠点施設整備・運営事業に係る事業実施に関する提案書による）。

ホテルにおいては、市内の類似規模のホテルにおける 1 室あたりの従業者数が 0.49 人であることから、

$$0.49 \text{ 人/室} \times 200 \text{ 室} = 98 \text{ 人}$$

$$\text{以上から } 16 + 98 = 114 \approx 100 \text{ 人の雇用が見込まれる。}$$

以上（ア）～（ウ）により目標値を下記のように設定する。

企業立地推進	新大工町再開発	交流拠点施設		
<u>1,100</u>	+	300	+	100
				= <u>1,500</u> 人

(3)フォローアップの考え方

中心市街地の新規雇用者数は、対象企業等への聞き取り調査から目標達成の進捗を確認する。また、計画期間中、達成状況の検証を毎年実施する。

【令和7年3月変更時の状況】

令和5年度フォローアップでは、目標指標1「中心市街地の新規雇用者数」の目標値1,300人に対し、最新値1,178人の状況であり、順調に推移している。計画期間の1年延長により、企業立地推進事業において、更なる新規雇用が見込めるため、目標値を1,500人とする。

（目標2）「交流の産業化による消費の拡大」に関する数値目標

(1)目標指標設定の考え方

第1期計画の取組みや大型クルーズ船の寄港により、観光客数は増加傾向にある。しかし、日帰り客数の増加に比べ、宿泊客数は伸び悩みを見せている。引き続き交流の産業化を推進し、日帰り客に比べ消費単価が高い宿泊客の増加を図る必要がある。

具体的には観光以外のコンベンション、イベント等の目的での来街者を交流拠点施設整備事業により増やすとともに、マリア園のラグジュアリーホテルへの改修を含む文化財保存整備事業などを行うことで、新たな層の来街者を増やす。

そうした取組みの効果を図るため「中心市街地における年間延べ宿泊客数」を指標として設定し、計画期間における目標値を設定する。

指標名	平成30年（基準値<実績値>）	令和 <u>7</u> 年（目標値）
中心市街地の年間延べ宿泊客数	1,699,434人	1,997,000人

(2)数値目標の設定

数値目標の設定におけるフローを以下に示す。

を予定)に生まれる雇用者数の増加を、以下のとおり見込んだ。

MICE 誘致・運営に係る企業においては、16 人の雇用を見込んでいる（（仮称）長崎市交流拠点施設整備・運営事業に係る事業実施に関する提案書による）。

ホテルにおいては、市内の類似規模のホテルにおける 1 室あたりの従業者数が 0.49 人であることから、

$$0.49 \text{ 人/室} \times 200 \text{ 室} = 98 \text{ 人}$$

$$\text{以上から } 16 + 98 = 114 \approx 100 \text{ 人の雇用が見込まれる。}$$

以上（ア）～（ウ）により目標値を下記のように設定する。

企業立地推進	新大工町再開発	交流拠点施設		
<u>900</u>	+	300	+	100
				= <u>1,300</u> 人

(3)フォローアップの考え方

中心市街地の新規雇用者数は、対象企業等への聞き取り調査から目標達成の進捗を確認する。また、計画期間中、達成状況の検証を毎年実施する。

新規追加

（目標2）「交流の産業化による消費の拡大」に関する数値目標

(1)目標指標設定の考え方

第1期計画の取組みや大型クルーズ船の寄港により、観光客数は増加傾向にある。しかし、日帰り客数の増加に比べ、宿泊客数は伸び悩みを見せている。引き続き交流の産業化を推進し、日帰り客に比べ消費単価が高い宿泊客の増加を図る必要がある。

具体的には観光以外のコンベンション、イベント等の目的での来街者を交流拠点施設整備事業により増やすとともに、マリア園のラグジュアリーホテルへの改修を含む文化財保存整備事業などを行うことで、新たな層の来街者を増やす。

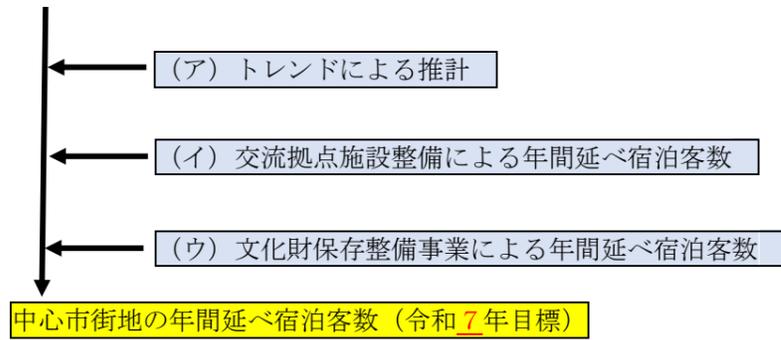
そうした取組みの効果を図るため「中心市街地における年間延べ宿泊客数」を指標として設定し、計画期間における目標値を設定する。

指標名	平成30年（基準値<実績値>）	令和 <u>6</u> 年（目標値）
中心市街地の年間延べ宿泊客数	1,699,434人	1,997,000人

(2)数値目標の設定

数値目標の設定におけるフローを以下に示す。

中心市街地の年間延べ宿泊客数（平成 30 年現状）



(ア) ~ (ウ) 略

(3)略

【令和 7 年 3 月変更時の状況】

令和 5 年度フォローアップでは、目標指標 2「中心市街地の延べ宿泊客数」の目標値 1,997,000 人に対し、最新値 1,729,520 人の状況であり、目標値を下回っている状況である。目標値を下回った要因には、訪問客数が、令和元年の 692 万人に対し、令和 5 年は 532 万人となっており、コロナ禍前までの数に戻り切れていないことや、長崎スタジアムシティの開業時期が令和 5 年度から令和 6 年 10 月となり、文化財保存整備事業によるホテルの開業時期が令和 5 年度から令和 6 年 12 月となったことなどが挙げられる。計画期間を 1 年延長することにより、計画期間内での効果発現が期待できる。

当初予定していた事業を実施することから、令和 6 年度の目標値をそのまま令和 7 年度の目標値に据え置くものとする。

(目標 3) 「市民生活の利便性向上」に関する数値目標

(1) 目標指標設定の考え方

指標である歩行者通行量は、毎年 7 月上旬の平日、休日に長崎商工会議所が実施している市内商店街区域等 23 箇所の歩行者通行量のうち、都市機能の拠点となる市民利用施設を訪れた人の流れが波及すると判断される地点と、併せて、広く中心市街地の状況を把握することが可能な地点を抽出した地点、計 9 地点の合計値を使用する。

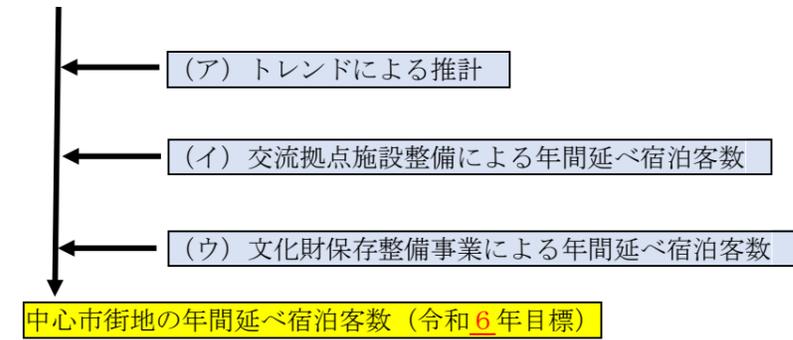
「市民生活の利便性向上」を実現するために、新市庁舎の建設や長崎駅周辺の整備により、市民が便利で安心して暮らすための都市機能を整え、併せて、交流拠点施設の整備やまちぶらプロジェクトを推進することで、新たな魅力を創出し、幅広い世代が楽しく暮らせる環境づくりを行うことで、平成 30 年度の基準値から増加させることを目標とする。

指標名		基準値	目標値 (令和 7 年度)
1 日当たりの歩行者通行量 (9 地点の合計)	平日	61,997 人 (令和元年度)	<u>65,300 人</u>
	休日	60,896 人 (令和元年度)	<u>64,000 人</u>

(2) 数値目標の設定

数値目標の設定におけるフローを以下に示す。

中心市街地の年間延べ宿泊客数（平成 30 年現状）



(ア) ~ (ウ) 略

(3)略

新規追加

(目標 3) 「市民生活の利便性向上」に関する数値目標

(1) 目標指標設定の考え方

指標である歩行者通行量は、毎年 7 月上旬の平日、休日に長崎商工会議所が実施している市内商店街区域等 23 箇所の歩行者通行量のうち、都市機能の拠点となる市民利用施設を訪れた人の流れが波及すると判断される地点と、併せて、広く中心市街地の状況を把握することが可能な地点を抽出した地点、計 9 地点の合計値を使用する。

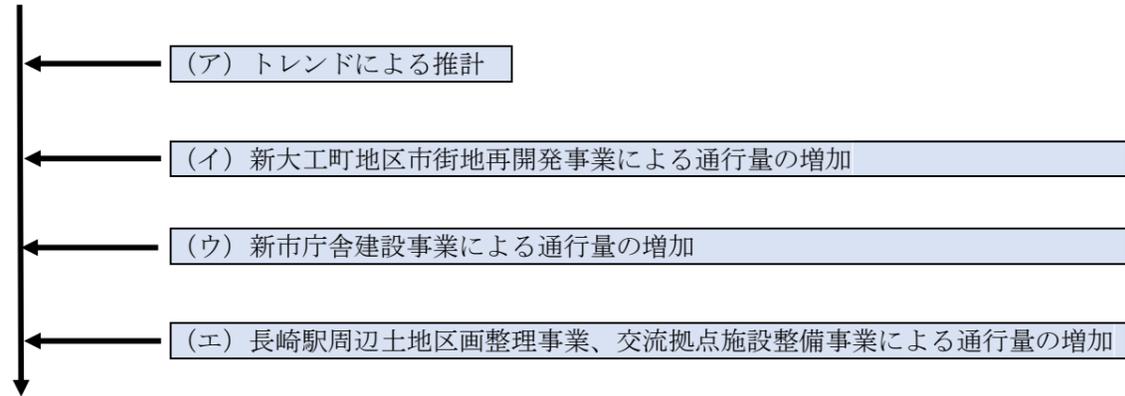
「市民生活の利便性向上」を実現するために、新市庁舎の建設や長崎駅周辺の整備により、市民が便利で安心して暮らすための都市機能を整え、併せて、交流拠点施設の整備やまちぶらプロジェクトを推進することで、新たな魅力を創出し、幅広い世代が楽しく暮らせる環境づくりを行うことで、平成 30 年度の基準値から増加させることを目標とする。

指標名		基準値	目標値 (令和 6 年度)
1 日当たりの歩行者通行量 (9 地点の合計)	平日	61,997 人 (令和元年度)	<u>65,300 人</u>
	休日	60,896 人 (令和元年度)	<u>64,000 人</u>

(2) 数値目標の設定

数値目標の設定におけるフローを以下に示す。

1日当たりの歩行者通行量（9地点の合計）（令和元年度現状）



1日当たりの歩行者通行量（9地点の合計）（令和7年度目標）

(ア) ~ (エ) 略

(3)略

【令和7年3月変更時の状況】

令和5年度フォローアップでは、目標指標3「1日当たりの歩行者通行量（9地点の合計）」の目標値（平日）65,300人、（休日）64,000人に対し、最新値（平日）41,843人、（休日）48,680人の状況であり、基準値をも下回っている状況である。基準値を下回った要因には、訪問客数が、令和元年の692万人に対し、令和5年は532万人となっており、コロナ禍前までの数に戻り切れていないことや、長崎スタジアムシティの開業時期が令和5年度から令和6年10月となり、長崎スタジアムシティの開業後に実施する長崎スタジアムシティ開業気運醸成事業や若者交流施設運営事業といったソフト事業の実施も遅延が生じたことなどが挙げられる。計画期間を1年延長し、現在行っている事業を着実に実施するとともに、以下の事業を追加することで、計画期間内での効果発現が期待できる。

まちなか賑わい創出事業（事業内容：長崎スタジアムシティ等の来訪者や長崎市民をまちなかに回遊させる取組みを産官学が連携して実施する）

上記の通り対応することから、令和6年度の目標値をそのまま令和7年度の目標値に据え置くものとする。

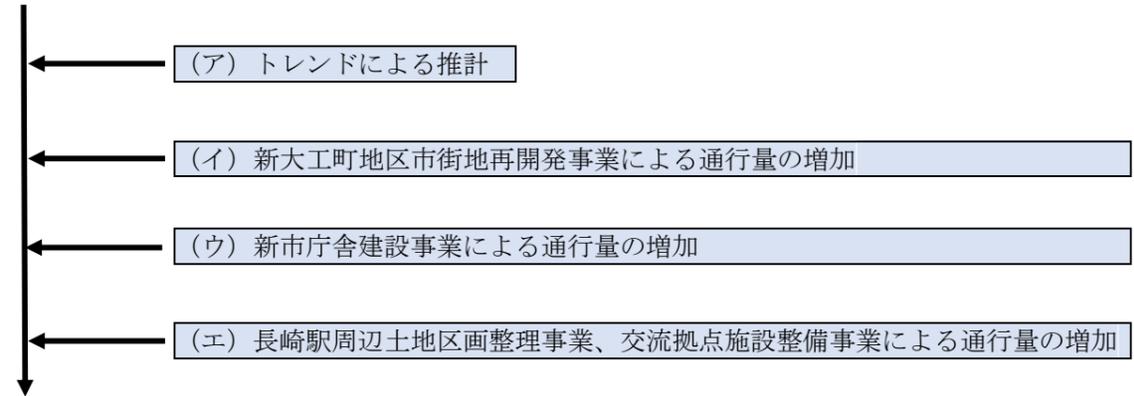
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] ~ [2] (2) ① 略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 都市計画道路新地町稲田町線街路整備事業〔出島・南山手地区〕 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 市道籠町稲田町1号線電線共同溝整備事業 【内容】	長崎市	当路線は、そのほとんどが、館内・新地地区景観形成重点地区に位置しており、景観に配慮した整備が必要である。また、防災性の向上と安全で快適な歩	【措置の内容】 防災・安全交付金（道路事業） 〔国土交通省〕	

1日当たりの歩行者通行量（9地点の合計）（令和元年度現状）



1日当たりの歩行者通行量（9地点の合計）（令和6年度目標）

(ア) ~ (エ) 略

(3)略

新規追加

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] ~ [2] (2) ① 略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 都市計画道路新地町稲田町線街路整備事業〔出島・南山手地区〕 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 市道籠町稲田町1号線電線共同溝整備事業 【内容】	長崎市	当路線は、そのほとんどが、館内・新地地区景観形成重点地区に位置しており、景観に配慮した整備が必要である。また、防災性の向上と安全で快適な歩	【措置の内容】 防災・安全交付金（道路事業） 〔国土交通省〕	

都市計画道路の整備にあわせて、防災性の向上と安全で快適な歩行者空間の確保を図るため、電線類の地中化を行う 位置：稲田町ほか 【実施時期】 平成29年度～令和7年度		行者空間の確保を図るため、電線類の地中化を行う。 都市の良好な景観を創出し、まちなかの回遊性向上に寄与するため、中心市街地の活性化のために必要な事業である。	【実施時期】 令和2年度		都市計画道路の整備にあわせて、防災性の向上と安全で快適な歩行者空間の確保を図るため、電線類の地中化を行う 位置：稲田町ほか 【実施時期】 平成29年度～令和6年度		行者空間の確保を図るため、電線類の地中化を行う。 都市の良好な景観を創出し、まちなかの回遊性向上に寄与するため、中心市街地の活性化のために必要な事業である。	【実施時期】 令和2～6年度	
【事業名】 都市計画道路大黒町恵美須町線街路整備事業 【内容】 長崎駅周辺の主要幹線道路の拡幅改良を行う(L=110m) 位置：大黒町ほか 【実施時期】 平成26年度～令和14年度	長崎市	長崎駅周辺の主要幹線道路の渋滞緩和と交通の円滑化、歩行者の安全確保等を図るため既存道路の拡幅整備を行う。 長崎駅周辺とまちなかとの連携強化により、回遊性の向上や賑わいの創出が見込まれるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備 総合交付金(道路事業(街路)) [国土交通省] 【実施時期】 令和2年度		【事業名】 都市計画道路大黒町恵美須町線街路整備事業 【内容】 長崎駅周辺の主要幹線道路の拡幅改良を行う(L=110m) 位置：大黒町ほか 【実施時期】 平成26年度～令和9年度	長崎市	長崎駅周辺の主要幹線道路の渋滞緩和と交通の円滑化、歩行者の安全確保等を図るため既存道路の拡幅整備を行う。 長崎駅周辺とまちなかとの連携強化により、回遊性の向上や賑わいの創出が見込まれるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備 総合交付金(道路事業(街路)) [国土交通省] 【実施時期】 令和2年度	
【事業名】 都市計画道路片淵線(新大工工区)街路整備事業 【内容】 都市機能の強化を図るための補助幹線道路として既存道路の拡幅改良を行う(L=270m) 位置：新大工町ほか 【実施時期】 平成28年度～令和9年度	長崎市	近隣小中学校の通学路であり、かつ、近隣の大学や病院へ通う通路として利用されている当該道路の歩行空間の安全性を確保するとともに、都市機能の強化に資する補助幹線道路として整備する。 新大工町地区市街地再開発事業と連携して歩行者の回遊時の安全性を向上させ、快適な歩行空間を確保することが見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備 総合交付金(道路事業(街路)) [国土交通省] 【実施時期】 令和2年度		【事業名】 都市計画道路片淵線(新大工工区)街路整備事業 【内容】 都市機能の強化を図るための補助幹線道路として既存道路の拡幅改良を行う(L=270m) 位置：新大工町ほか 【実施時期】 平成28年度～令和6年度	長崎市	近隣小中学校の通学路であり、かつ、近隣の大学や病院へ通う通路として利用されている当該道路の歩行空間の安全性を確保するとともに、都市機能の強化に資する補助幹線道路として整備する。 新大工町地区市街地再開発事業と連携して歩行者の回遊時の安全性を向上させ、快適な歩行空間を確保することが見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備 総合交付金(道路事業(街路)) [国土交通省] 【実施時期】 令和2年度	
【事業名】 長崎スタジアムシティプロジェクト(幸町地区優良建築物等整備事業) (略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 長崎スタジアムシティプロジェクト(幸町地区優良建築物等整備事業) (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 浪平小学校跡地広場整備事業 【内容】 浪平小学校跡地において、市民や来訪者が利用する多目的広場の整備を行う(A=2500㎡) 位置：南山手町 【実施時期】	長崎市	浪平小学校跡地において、市民や来訪者の憩いや交流の拠点となる多目的広場の整備を行うものである。 地域住民の暮らしの充実及びにぎわいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備 総合交付金(街なみ環境整備事業(東山手・南山手地区)) [国土交通省] 【実施時期】 令和5～7年度		新規追加				

令和5年度～令和7年度

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新大工町地区市街地再開発事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 浜町地区市街地再開発事業 【内容】 浜市商店街振興組合のエリアにおいて、まちづくり方針に基づく第一種市街地再開発事業等による商業・住宅・駐車場等の整備を行う 【実施時期】 平成26年度～	民間事業者	浜市商店街振興組合が位置する浜町地区は、まちぶらプロジェクトにおけるまちなか軸にあって中核を占める存在であるため、商業施設等の再整備による魅力向上により、まちなか全体の賑わい再生につなげる。 浜町地区の商業機能を更新することで、まちなか全体への集客を促進することにつながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等) [国土交通省] 【実施時期】 令和2～7年度	
【事業名】 長崎駅周辺土地区画整理事業 【内容】 新幹線などの鉄道施設の受け皿及び道路や広場などの都市基盤施設の整備を行う 位置：尾上町ほか 面積：A=19.1ha 【実施時期】 平成21年度～令和10年度	長崎市	連続立体交差事業により移転される車両基地の跡地等を活用して、新幹線、在来線といった鉄道施設の受け皿を整備すると共に、道路や交通広場などの基盤整備により、土地利用の転換・有効活用を図ることを目的として土地区画整理事業を行う。 国際観光都市長崎の玄関口に相応しい都市拠点形成し、快適な回遊拠点、交通環境の改善などを基本に整備を行うことは、まちなかのにぎわいの創出と回遊性の向上、商業・業務機能の集積促進に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(道路事業(区画)) [国土交通省] 【実施時期】 令和2年度 【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(道路事業) [国土交通省] 【実施時期】 令和3～7年度	
【事業名】 新大工歩道橋整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 新市庁舎周辺道路整備事業 【内容】 新市庁舎建設に伴い、周辺の道路のバスベイ整備や	長崎市	新市庁舎建設にあわせて周辺道路の整備を行うことにより、公共交通機関へのアクセス向上、歩行者の安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上が図られることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 都市構造再編集集中支援事業 [国土交通省] 【実施時期】 令和2～7年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新大工町地区市街地再開発事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 浜町地区市街地再開発事業 【内容】 浜市商店街振興組合のエリアにおいて、まちづくり方針に基づく第一種市街地再開発事業等による商業・住宅・駐車場等の整備を行う 【実施時期】 平成26年度～	民間事業者	浜市商店街振興組合が位置する浜町地区は、まちぶらプロジェクトにおけるまちなか軸にあって中核を占める存在であるため、商業施設等の再整備による魅力向上により、まちなか全体の賑わい再生につなげる。 浜町地区の商業機能を更新することで、まちなか全体への集客を促進することにつながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等) [国土交通省] 【実施時期】 令和2～6年度	
【事業名】 長崎駅周辺土地区画整理事業 【内容】 新幹線などの鉄道施設の受け皿及び道路や広場などの都市基盤施設の整備を行う 位置：尾上町ほか 面積：A=19.1ha 【実施時期】 平成21年度～令和10年度	長崎市	連続立体交差事業により移転される車両基地の跡地等を活用して、新幹線、在来線といった鉄道施設の受け皿を整備すると共に、道路や交通広場などの基盤整備により、土地利用の転換・有効活用を図ることを目的として土地区画整理事業を行う。 国際観光都市長崎の玄関口に相応しい都市拠点形成し、快適な回遊拠点、交通環境の改善などを基本に整備を行うことは、まちなかのにぎわいの創出と回遊性の向上、商業・業務機能の集積促進に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(道路事業(区画)) [国土交通省] 【実施時期】 令和2年度 【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(道路事業) [国土交通省] 【実施時期】 令和3～6年度	
【事業名】 新大工歩道橋整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 新市庁舎周辺道路整備事業 【内容】 新市庁舎建設に伴い、周辺の道路のバスベイ整備や	長崎市	新市庁舎建設にあわせて周辺道路の整備を行うことにより、公共交通機関へのアクセス向上、歩行者の安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上が図られることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 都市構造再編集集中支援事業 [国土交通省] 【実施時期】 令和2～6年度	

<p>拡幅整備等を行う 位置：桜町ほか</p> <p>【実施時期】 平成30年度～令和9年度</p>						<p>拡幅整備等を行う 位置：桜町ほか</p> <p>【実施時期】 平成30年度～令和9年度</p>					
<p>【事業名】 まちなか回遊路整備事業</p> <p>【内容】 歩いて楽しいまちにするための回遊路の整備を行う 位置：興善町風頭町1号線ほか</p> <p>【実施時期】 平成25年度～令和9年度</p>	長崎市	<p>歴史・文化・観光・商業など長崎固有の多様な魅力が詰まったまちなかを歩いて楽しいまちにするため、歩きやすさを確保しながら、まちの特徴に合わせた景観等に配慮した回遊路を整備する。</p> <p>中心市街地全体の魅力及び賑わいの創出に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 都市構造再編集中支援事業 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 令和3～<u>7年度</u></p>			<p>【事業名】 まちなか回遊路整備事業</p> <p>【内容】 歩いて楽しいまちにするための回遊路の整備を行う 位置：興善町風頭町1号線ほか</p> <p>【実施時期】 平成25年度～令和9年度</p>	長崎市	<p>歴史・文化・観光・商業など長崎固有の多様な魅力が詰まったまちなかを歩いて楽しいまちにするため、歩きやすさを確保しながら、まちの特徴に合わせた景観等に配慮した回遊路を整備する。</p> <p>中心市街地全体の魅力及び賑わいの創出に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 都市構造再編集中支援事業 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 令和3～<u>6年度</u></p>		
<p>【事業名】 まちなみ整備事業</p> <p>【内容】 町家等の維持・保全及び復元への助成を行い、まちなみ整備を推進する</p> <p>【実施時期】 平成25年度～令和9年度</p>	長崎市	<p>長崎の和風の文化を色濃く残す中島川・寺町地区において、長崎独自の「和」の雰囲気を感じられるまちづくりのため、町家の維持・保全等に対して助成する。</p> <p>地域の魅力向上による観光振興が見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 都市構造再編集中支援事業 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 令和2～<u>7年度</u></p>			<p>【事業名】 まちなみ整備事業</p> <p>【内容】 町家等の維持・保全及び復元への助成を行い、まちなみ整備を推進する</p> <p>【実施時期】 平成25年度～令和9年度</p>	長崎市	<p>長崎の和風の文化を色濃く残す中島川・寺町地区において、長崎独自の「和」の雰囲気を感じられるまちづくりのため、町家の維持・保全等に対して助成する。</p> <p>地域の魅力向上による観光振興が見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 都市構造再編集中支援事業 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 令和2～<u>6年度</u></p>		
<p>【事業名】 都市計画道路長崎駅中央通り線街路整備事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)			<p>【事業名】 都市計画道路長崎駅中央通り線街路整備事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)		
<p>【事業名】 都市計画道路長崎駅東通り線街路整備事業</p> <p>【内容】 長崎駅周辺地区における幹線道路網の形成を図るため、既存道路の拡幅改良を行う (L=40m) 位置：幸町ほか</p> <p>【実施時期】 令和元～<u>8年度</u></p>	長崎市	<p>都市計画道路長崎駅東通り線は、国道や長崎駅東西線と長崎駅周辺地区を結ぶ幹線道路であり、交通渋滞の緩和や駅周辺の回遊性の向上に寄与する事業である。</p> <p>国際観光都市長崎の玄関口に相応しい都市拠点を形成し、快適な回遊拠点、交通環境の改善などを基本に整備を行うことは、まちなかの賑わいの創出と回遊性の向上、商業・業務機能の集積促進に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 都市構造再編集中支援事業 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 令和2～<u>7年度</u></p>			<p>【事業名】 都市計画道路長崎駅東通り線街路整備事業</p> <p>【内容】 長崎駅周辺地区における幹線道路網の形成を図るため、既存道路の拡幅改良を行う (L=40m) 位置：幸町ほか</p> <p>【実施時期】 令和元～<u>7年度</u></p>	長崎市	<p>都市計画道路長崎駅東通り線は、国道や長崎駅東西線と長崎駅周辺地区を結ぶ幹線道路であり、交通渋滞の緩和や駅周辺の回遊性の向上に寄与する事業である。</p> <p>国際観光都市長崎の玄関口に相応しい都市拠点を形成し、快適な回遊拠点、交通環境の改善などを基本に整備を行うことは、まちなかの賑わいの創出と回遊性の向上、商業・業務機能の集積促進に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 都市構造再編集中支援事業 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 令和2～<u>6年度</u></p>		
<p>【事業名】 長崎駅周辺地区整備事業</p> <p>【内容】 長崎駅周辺再整備事業に</p>	長崎市	<p>新たに建設される新幹線・在来線の駅舎の周辺において、周辺地域や2次交通の乗り場へ来訪者をスムーズに誘導するためのサインや歩行支援施設等の整</p>	<p>【措置の内容】 都市構造再編集中支援事業 〔国土交通省〕</p>			<p>【事業名】 長崎駅周辺地区整備事業</p> <p>【内容】 長崎駅周辺再整備事業に</p>	長崎市	<p>新たに建設される新幹線・在来線の駅舎の周辺において、周辺地域や2次交通の乗り場へ来訪者をスムーズに誘導するためのサインや歩行支援施設等の整</p>	<p>【措置の内容】 都市構造再編集中支援事業 〔国土交通省〕</p>		

より創出された賑わいを周辺地区へ波及させるため、交通結節機能の強化や案内板等の整備を行う 位置：尾上町ほか 面積：A=31ha 【実施時期】 平成30年度～ 令和8年度		備を行う。 国際観光都市長崎の玄関口に相応しい都市拠点を形成し、快適な回遊拠点、交通環境の改善などを基本に整備を行うことは、まちなかの賑わいの創出と回遊性の向上、商業・業務機能の集積促進に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【実施時期】 令和2～ 7年度		より創出された賑わいを周辺地区へ波及させるため、交通結節機能の強化や案内板等の整備を行う 位置：尾上町ほか 面積：A=31ha 【実施時期】 平成30年度～ 令和7年度		備を行う。 国際観光都市長崎の玄関口に相応しい都市拠点を形成し、快適な回遊拠点、交通環境の改善などを基本に整備を行うことは、まちなかの賑わいの創出と回遊性の向上、商業・業務機能の集積促進に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【実施時期】 令和2～ 6年度	
【事業名】 新市庁舎周辺道路電線共同溝整備事業 【内容】 防災・災害復興拠点である新市庁舎周辺の防災性の向上と安全で快適な歩行者空間の確保を図るため、電線類の地中化を行う 【実施時期】 令和2～9年度	長崎市	新市庁舎建設地周辺の道路整備にあわせて電線類の地中化を行うもの。 安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、都市景観の向上等のため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 都市構造再編集集中支援事業 〔国土交通省〕 【実施時期】 令和2～ 7年度		【事業名】 新市庁舎周辺道路電線共同溝整備事業 【内容】 防災・災害復興拠点である新市庁舎周辺の防災性の向上と安全で快適な歩行者空間の確保を図るため、電線類の地中化を行う 【実施時期】 令和2～9年度	長崎市	新市庁舎建設地周辺の道路整備にあわせて電線類の地中化を行うもの。 安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、都市景観の向上等のため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 都市構造再編集集中支援事業 〔国土交通省〕 【実施時期】 令和2～ 6年度	
【事業名】 幸町・茂里町周辺道路整備事業 【内容】 ジャパネットホールディングスグループにより開発が予定されている長崎スタジアムシティプロジェクトと一体となった周辺道路の整備を行う 位置：幸町ほか 【実施時期】 令和2～8年度	長崎県・長崎市・民間事業者	長崎スタジアムシティプロジェクトは、スポーツの振興と雇用・地域経済活性化の両立を目指したプロジェクトであり、サッカースタジアムを中心とした商業施設、ホテル、オフィス、アリーナ等からなる複合施設の建設が予定されている。 このスタジアムシティと長崎駅をはじめとする旅客施設を結ぶ経路において、安全で快適な歩行空間や、円滑な車両動線を確保する周辺道路の整備は、集客拠点間の回遊による賑わいの創出に寄与するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 都市構造再編集集中支援事業 〔国土交通省〕 【実施時期】 令和4～ 7年度		【事業名】 幸町・茂里町周辺道路整備事業 【内容】 ジャパネットホールディングスグループにより開発が予定されている長崎スタジアムシティプロジェクトと一体となった周辺道路の整備を行う 位置：幸町ほか 【実施時期】 令和2～8年度	長崎県・長崎市・民間事業者	長崎スタジアムシティプロジェクトは、スポーツの振興と雇用・地域経済活性化の両立を目指したプロジェクトであり、サッカースタジアムを中心とした商業施設、ホテル、オフィス、アリーナ等からなる複合施設の建設が予定されている。 このスタジアムシティと長崎駅をはじめとする旅客施設を結ぶ経路において、安全で快適な歩行空間や、円滑な車両動線を確保する周辺道路の整備は、集客拠点間の回遊による賑わいの創出に寄与するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 都市構造再編集集中支援事業 〔国土交通省〕 【実施時期】 令和4～ 6年度	
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 若者交流施設整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 若者交流施設整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 旧長崎英国領事館保存整備事業 【内容】 経年等による劣化が進ん	長崎市	旧長崎英国領事館（国指定重要文化財）の老朽化への対応と耐震化のため保存修理事業を行う。 旧長崎英国領事館は、往時の姿をそのまま留めており、観光	【措置の内容】 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 〔文部科学省〕		【事業名】 旧長崎英国領事館保存整備事業 【内容】 経年等による劣化が進ん	長崎市	旧長崎英国領事館（国指定重要文化財）の老朽化への対応と耐震化のため保存修理事業を行う。 旧長崎英国領事館は、往時の姿をそのまま留めており、観光	【措置の内容】 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 〔文部科学省〕	

<p>でいる旧長崎英国領事館の耐震補強を含めた保存修理事業を行う 位置：大浦町</p> <p>【実施時期】 平成23年度～令和7年度</p>		<p>客の往来も多い東山手・南山手地区の主要幹線道路沿いに位置しているため、異国情緒という長崎の魅力を強く発信する力がある。これを保存修理することは、中心市街地への賑わいや人の波及につながるが見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【実施時期】 令和2～<u>7年度</u></p>		<p>でいる旧長崎英国領事館の耐震補強を含めた保存修理事業を行う 位置：大浦町</p> <p>【実施時期】 平成23年度～令和7年度</p>		<p>客の往来も多い東山手・南山手地区の主要幹線道路沿いに位置しているため、異国情緒という長崎の魅力を強く発信する力がある。これを保存修理することは、中心市街地への賑わいや人の波及につながるが見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【実施時期】 令和2～<u>6年度</u></p>	
<p>【事業名】 伝統的建造物群保存地区保存整備事業</p> <p>【内容】 東山手・南山手伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物や環境物件の保存修理等に対し、事業費の一部を補助する 位置：大浦町ほか</p> <p>【実施時期】 平成2年度～</p>	長崎市	<p>国選定重要伝統的建造物群保存地区である東山手・南山手地区において、民間が所有している伝統的建造物及び環境物件を修理・整備することにより、長崎の貴重な文化遺産の適切な保存・活用を行う。 伝統的建造物群保存地区の保存により、後世にその魅力と価値が残るとともに、回遊ルートと併せた魅力発信を行うことで賑わいの創出が見込めることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 [文部科学省]</p> <p>【実施時期】 令和2～<u>7年度</u></p>		<p>【事業名】 伝統的建造物群保存地区保存整備事業</p> <p>【内容】 東山手・南山手伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物や環境物件の保存修理等に対し、事業費の一部を補助する 位置：大浦町ほか</p> <p>【実施時期】 平成2年度～</p>	長崎市	<p>国選定重要伝統的建造物群保存地区である東山手・南山手地区において、民間が所有している伝統的建造物及び環境物件を修理・整備することにより、長崎の貴重な文化遺産の適切な保存・活用を行う。 伝統的建造物群保存地区の保存により、後世にその魅力と価値が残るとともに、回遊ルートと併せた魅力発信を行うことで賑わいの創出が見込めることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 [文部科学省]</p> <p>【実施時期】 令和2～<u>6年度</u></p>	
<p>【事業名】 文化財保存整備事業</p> <p>【内容】 国、長崎県及び長崎市の指定文化財の所有者が実施する保存整備事業に対し、事業費の一部を補助する 位置：南山手町ほか</p> <p>【実施時期】 平成25年度～</p>	長崎市	<p>民間所有の文化財について、所有者等が実施する保存整備に対する事業費の一部を補助することで、文化財を良好な状態で後世に継承する。 文化財を後世に継承することは、中心市街地の価値の発信や魅力向上に繋がることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 [文部科学省]</p> <p>【実施時期】 令和3～<u>7年度</u></p>		<p>【事業名】 文化財保存整備事業</p> <p>【内容】 国、長崎県及び長崎市の指定文化財の所有者が実施する保存整備事業に対し、事業費の一部を補助する 位置：南山手町ほか</p> <p>【実施時期】 平成25年度～</p>	長崎市	<p>民間所有の文化財について、所有者等が実施する保存整備に対する事業費の一部を補助することで、文化財を良好な状態で後世に継承する。 文化財を後世に継承することは、中心市街地の価値の発信や魅力向上に繋がることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 [文部科学省]</p> <p>【実施時期】 令和3～<u>6年度</u></p>	
<p>【事業名】 旧グラバー住宅保存整備事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)		<p>【事業名】 旧グラバー住宅保存整備事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	
<p>【事業名】 旧オルト住宅保存整備事業</p> <p>【内容】 経年等による劣化や構造上の弱点がある旧オルト住宅の耐震補強を含めた保存修理事業を行う 位置：南山手町</p> <p>【実施時期】</p>	長崎市	<p>旧オルト住宅（国指定重要文化財）の老朽化への対応と耐震化のため保存修理事業を行う。 旧オルト住宅は、往時の姿をそのまま留めており、観光客が多いグラバー園内に位置しているため、異国情緒という長崎の魅力を強く発信する力がある。これを保存修理することは、観光資源としての魅力向上と回遊性の向上による賑わいの創出に寄与することから中心市街地の</p>	<p>【措置の内容】 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 [文部科学省]</p> <p>【実施時期】 令和2～<u>7年度</u></p>		<p>【事業名】 旧オルト住宅保存整備事業</p> <p>【内容】 経年等による劣化や構造上の弱点がある旧オルト住宅の耐震補強を含めた保存修理事業を行う 位置：南山手町</p> <p>【実施時期】</p>	長崎市	<p>旧オルト住宅（国指定重要文化財）の老朽化への対応と耐震化のため保存修理事業を行う。 旧オルト住宅は、往時の姿をそのまま留めており、観光客が多いグラバー園内に位置しているため、異国情緒という長崎の魅力を強く発信する力がある。これを保存修理することは、観光資源としての魅力向上と回遊性の向上による賑わいの創出に寄与することから中心市街地の</p>	<p>【措置の内容】 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 [文部科学省]</p> <p>【実施時期】 令和2～<u>6年度</u></p>	

令和元～7年度		活性化に必要な事業である。			令和元～7年度		活性化に必要な事業である。		
【事業名】 出島和蘭商館跡復元事業 【内容】 史跡「出島和蘭商館跡」復元整備計画に基づき、19世紀初頭の出島の復元を目指し、代表的な建物の復元や調度品などの展示整備を行う 位置：出島町 【実施時期】 平成8年度～	長崎市	復元再現された建造物が往時の出島の雰囲気醸成させ、さらなる観光客の増加と賑わいの創出が見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 〔文部科学省〕 【実施時期】 令和5～ <u>7年度</u>		【事業名】 出島和蘭商館跡復元事業 【内容】 史跡「出島和蘭商館跡」復元整備計画に基づき、19世紀初頭の出島の復元を目指し、代表的な建物の復元や調度品などの展示整備を行う 位置：出島町 【実施時期】 平成8年度～	長崎市	復元再現された建造物が往時の出島の雰囲気醸成させ、さらなる観光客の増加と賑わいの創出が見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 〔文部科学省〕 【実施時期】 令和5年度～	
【事業名】 旧リンガー住宅保存整備事業 【内容】 経年等による劣化や構造上の弱点がある旧リンガー住宅の耐震補強を含めた保存修理事業を行う 位置：南山手町 【実施時期】 令和5～11年度	長崎市	旧リンガー住宅（国指定重要文化財）の老朽化への対応と耐震化のため保存修理事業を行う。 旧リンガー住宅は、往時の姿をそのまま留めており、観光客が多いグラバー園内に位置しているため、異国情緒という長崎の魅力強く発信する力がある。これを保存修理することは、観光資源としての魅力向上と回遊性の向上による賑わいの創出に寄与することから中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 〔文部科学省〕 【実施時期】 令和5～ <u>7年度</u>		【事業名】 旧リンガー住宅保存整備事業 【内容】 経年等による劣化や構造上の弱点がある旧リンガー住宅の耐震補強を含めた保存修理事業を行う 位置：南山手町 【実施時期】 令和5～11年度	長崎市	旧リンガー住宅（国指定重要文化財）の老朽化への対応と耐震化のため保存修理事業を行う。 旧リンガー住宅は、往時の姿をそのまま留めており、観光客が多いグラバー園内に位置しているため、異国情緒という長崎の魅力強く発信する力がある。これを保存修理することは、観光資源としての魅力向上と回遊性の向上による賑わいの創出に寄与することから中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 〔文部科学省〕 【実施時期】 令和5～ <u>6年度</u>	
【事業名】 東山手・南山手地区魅力向上事業 【内容】 <u>東山手・南山手地区の魅力、回遊性の向上を図るため</u> 、洋館の活用方法の検討を行い、活用する 位置：南山手町ほか 【実施時期】 平成26年度～	長崎市	中心市街地の南側に位置する東山手・南山手地区は、伝統的建造物群保存地区に指定されており、洋館をはじめとする歴史的価値のある建造物等が数多く残っており、これらを活用して地区の魅力向上を図るものである。 洋館の魅力向上により新たな地区の価値が生まれ、賑わいや活力の創出も見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律租税特別措置法（第34条の2第2項第11号） 〔国土交通省〕 【実施時期】 令和4～ <u>7年度</u>		【事業名】 東山手・南山手地区魅力向上事業 【内容】 洋館の活用方法の検討を行い、 <u>洋館隣接地を取得し一体的に活用する</u> 位置：南山手町ほか 【実施時期】 平成26年度～	長崎市	中心市街地の南側に位置する東山手・南山手地区は、伝統的建造物群保存地区に指定されており、洋館をはじめとする歴史的価値のある建造物等が数多く残っており、これらを活用して地区の魅力向上を図るものである。 洋館の魅力向上により新たな地区の価値が生まれ、賑わいや活力の創出も見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律租税特別措置法（第34条の2第2項第11号） 〔国土交通省〕 【実施時期】 令和4～ <u>6年度</u>	
【事業名】 J R長崎本線連続立体交差事業 【内容】 鉄道を高架化し、踏切を除却することにより、交通混雑の解消等を図る （L=2480m）	長崎県	長崎駅から北2.5kmまでの間の4か所の踏切を無くし、道路混雑や踏切事故を解消するとともに、鉄道で東西に分断されている市街地の一体化と均衡ある発展を図るため連続立体交差事業を行う。 中心市街地への人と車の流れの円滑化に大きく貢献し、まち	【措置の内容】 連続立体交差事業 〔国土交通省〕 【実施時期】 令和2～ <u>6年度</u>		【事業名】 J R長崎本線連続立体交差事業 【内容】 鉄道を高架化し、踏切を除却することにより、交通混雑の解消等を図る （L=2480m）	長崎県	長崎駅から北2.5kmまでの間の4か所の踏切を無くし、道路混雑や踏切事故を解消するとともに、鉄道で東西に分断されている市街地の一体化と均衡ある発展を図るため連続立体交差事業を行う。 中心市街地への人と車の流れの円滑化に大きく貢献し、まち	【措置の内容】 連続立体交差事業 〔国土交通省〕 【実施時期】 令和2～ <u>5年度</u>	

<p>【実施時期】 平成 21 年度～<u>令和 6 年度</u></p>		<p>なかの賑わいの創出と商業・業務機能の活性化に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>				<p>【実施時期】 平成 21 年度～<u>令和 5 年度</u></p>		<p>なかの賑わいの創出と商業・業務機能の活性化に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 銅座川プロムナード整備事業（街路） 〔再掲〕</p> <p>【内容】 道路と河川（銅座川）の一体的な整備を行い、賑わいのある空間づくりを行う（L=420m） 位置：銅座町ほか</p> <p>【実施時期】 平成 26 年度～令和 11 年度</p>	<p>長崎市</p>	<p>銅座地区周辺地域の活性化を図るとともに、防災性の向上と交通環境の改善を図るため、道路と河川（銅座川）を一体的に整備する。 「水と緑」に親しめる都市空間を創出することで、まちの魅力と回遊性の向上につながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備 総合交付金（道路事業） 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 令和 3～5 年度</p> <p>【措置の内容】 都市構造再編集 集中支援事業 <u>〔国土交通省〕</u></p> <p>【実施時期】 令和 6～7 年度</p>			<p>【事業名】 銅座川プロムナード整備事業（街路） 〔再掲〕</p> <p>【内容】 道路と河川（銅座川）の一体的な整備を行い、賑わいのある空間づくりを行う（L=420m） 位置：銅座町ほか</p> <p>【実施時期】 平成 26 年度～令和 11 年度</p>	<p>長崎市</p>	<p>銅座地区周辺地域の活性化を図るとともに、防災性の向上と交通環境の改善を図るため、道路と河川（銅座川）を一体的に整備する。 「水と緑」に親しめる都市空間を創出することで、まちの魅力と回遊性の向上につながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備 総合交付金（道路事業） 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 令和 3～5 年度</p> <p>【措置の内容】 都市構造再編集 集中支援事業</p> <p>【実施時期】 令和 6 年度</p>	
<p>【事業名】 都市計画道路新地町稲田町線街路整備事業〔出島・南山手地区〕 〔再掲〕</p> <p>【内容】 日本と中国の歴史的賑わいや雰囲気の良いエリアの回遊性向上及び賑わい創出を図るため、既存道路の拡幅改良を行う（L=400m） 位置：稲田町ほか</p> <p>【実施時期】 平成 12 年度～令和 9 年度</p>	<p>長崎市</p>	<p>当路線周辺は、館内・新地地区景観形成重点地区に指定されており、日本と中国の交流の歴史において大きな意味を持つ「唐人屋敷」や「新地蔵」といった特有な歴史と、坂のまちで住みあう人々のくらしや「中華街」、「商店街」の賑わいと雰囲気を受け継ぎつつ、その良さを活かした、特色ある景観に配慮した整備を行なうことで、回遊性を高め、賑わいの創出につなげる。 更には、斜面住宅地の交通環境、居住環境を改善するとともに、中心市街地への重要なアクセス道路として整備するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備 総合交付金（道路事業） 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 令和 3～5 年度</p> <p>【措置の内容】 都市構造再編集 集中支援事業 <u>〔国土交通省〕</u></p> <p>【実施時期】 令和 6～7 年度</p>			<p>【事業名】 都市計画道路新地町稲田町線街路整備事業〔出島・南山手地区〕 〔再掲〕</p> <p>【内容】 日本と中国の歴史的賑わいや雰囲気の良いエリアの回遊性向上及び賑わい創出を図るため、既存道路の拡幅改良を行う（L=400m） 位置：稲田町ほか</p> <p>【実施時期】 平成 12 年度～令和 9 年度</p>	<p>長崎市</p>	<p>当路線周辺は、館内・新地地区景観形成重点地区に指定されており、日本と中国の交流の歴史において大きな意味を持つ「唐人屋敷」や「新地蔵」といった特有な歴史と、坂のまちで住みあう人々のくらしや「中華街」、「商店街」の賑わいと雰囲気を受け継ぎつつ、その良さを活かした、特色ある景観に配慮した整備を行なうことで、回遊性を高め、賑わいの創出につなげる。 更には、斜面住宅地の交通環境、居住環境を改善するとともに、中心市街地への重要なアクセス道路として整備するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備 総合交付金（道路事業） 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 令和 3～5 年度</p> <p>【措置の内容】 都市構造再編集 集中支援事業</p> <p>【実施時期】 令和 6 年度</p>	
<p>【事業名】 都市計画道路大黒町恵美須町線街路整備事業 〔再掲〕</p> <p>【内容】 長崎駅周辺の主要幹線道路の拡幅改良を行う（L=110m） 位置：大黒町ほか</p> <p>【実施時期】</p>	<p>長崎市</p>	<p>長崎駅周辺の主要幹線道路の渋滞緩和と交通の円滑化、歩行者の安全確保等を行うため既存道路の拡幅整備を行う。 長崎駅周辺とまちなかとの連携強化により、回遊性の向上や賑わいの創出が見込まれるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備 総合交付金（道路事業） 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 令和 3～4 年度</p> <p>【措置の内容】 都市構造再編集 集中支援事業</p>			<p>【事業名】 都市計画道路大黒町恵美須町線街路整備事業 〔再掲〕</p> <p>【内容】 長崎駅周辺の主要幹線道路の拡幅改良を行う（L=110m） 位置：大黒町ほか</p> <p>【実施時期】</p>	<p>長崎市</p>	<p>長崎駅周辺の主要幹線道路の渋滞緩和と交通の円滑化、歩行者の安全確保等を行うため既存道路の拡幅整備を行う。 長崎駅周辺とまちなかとの連携強化により、回遊性の向上や賑わいの創出が見込まれるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備 総合交付金（道路事業） 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 令和 3～4 年度</p> <p>【措置の内容】 都市構造再編集 集中支援事業</p>	

平成26年度～ <u>令和14年度</u>			[国土交通省] 【実施時期】 令和5～ <u>7年度</u>		平成26年度～ <u>令和9年度</u>			[国土交通省] 【実施時期】 令和5～ <u>6年度</u>	
【事業名】 都市計画道路片淵線（新大工工区）街路整備事業 〔再掲〕 【内容】 都市機能の強化を図るための補助幹線道路として既存道路の拡幅改良を行う（L=270m） 位置：新大工町ほか 【実施時期】 平成28年度～ <u>令和9年度</u>	長崎市	近隣小中学校の通学路であり、かつ、近隣の大学や病院へ通う通路として利用されている当該道路の歩行空間の安全性を確保するとともに、都市機能の強化に資する補助幹線道路として整備する。 新大工町地区市街地再開発事業と連携して歩行者の回遊時の安全性を向上させ、快適な歩行空間を確保することが見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（道路事業） 〔国土交通省〕 【実施時期】 令和3～5年度 【措置の内容】 都市構造再編集集中支援事業 <u>〔国土交通省〕</u> 【実施時期】 令和6～ <u>7年度</u>		【事業名】 都市計画道路片淵線（新大工工区）街路整備事業 〔再掲〕 【内容】 都市機能の強化を図るための補助幹線道路として既存道路の拡幅改良を行う（L=270m） 位置：新大工町ほか 【実施時期】 平成28年度～ <u>令和6年度</u>	長崎市	近隣小中学校の通学路であり、かつ、近隣の大学や病院へ通う通路として利用されている当該道路の歩行空間の安全性を確保するとともに、都市機能の強化に資する補助幹線道路として整備する。 新大工町地区市街地再開発事業と連携して歩行者の回遊時の安全性を向上させ、快適な歩行空間を確保することが見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（道路事業） 〔国土交通省〕 【実施時期】 令和3～5年度 【措置の内容】 都市構造再編集集中支援事業 【実施時期】 令和6年度	
【事業名】 市庁舎跡地活用事業 【内容】 市庁舎跡地を活用し、市民が憩える広場や施設等の整備を行う 位置：桜町 【実施時期】 平成29年度～	長崎市	現在の市庁舎は、陸の玄関口である長崎駅、浜町や新大工の中心商店街を結ぶ、市中心部において重要な場所に位置している。 市庁舎移転後、建物を解体し、跡地に、広場など市民の憩いの場や、人々が集い周辺の賑わいにつながる施設などを整備することで、まちなか全体への回遊を促進することにつながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金 〔国土交通省〕 【実施時期】 令和4～ <u>7年度</u>		【事業名】 市庁舎跡地活用事業 【内容】 市庁舎跡地を活用し、市民が憩える広場や施設等の整備を行う 位置：桜町 【実施時期】 平成29年度～	長崎市	現在の市庁舎は、陸の玄関口である長崎駅、浜町や新大工の中心商店街を結ぶ、市中心部において重要な場所に位置している。 市庁舎移転後、建物を解体し、跡地に、広場など市民の憩いの場や、人々が集い周辺の賑わいにつながる施設などを整備することで、まちなか全体への回遊を促進することにつながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金 〔国土交通省〕 【実施時期】 令和4～ <u>6年度</u>	
【事業名】 市道籠町稲田町1号線電線共同溝整備事業 <u>〔再掲〕</u> 【内容】 都市計画道路の整備にあわせて、防災性の向上と安全で快適な歩行者空間の確保を図るため、電線類の地中化を行う 位置：稲田町ほか 【実施時期】 平成29年度～ <u>令和7年度</u>	長崎市	当路線は、そのほとんどが、館内・新地地区景観形成重点地区に位置しており、景観に配慮した整備が必要である。また、防災性の向上と安全で快適な歩行者空間の確保を図るため、電線類の地中化を行う。 都市の良好な景観を創出し、まちなかの回遊性向上に寄与するため、中心市街地の活性化のために必要な事業である。	【措置の内容】 防災・安全交付金（道路事業） 〔国土交通省〕 【実施時期】 <u>令和3～7年度</u>		<u>(2) ②から移設</u>				
【事業名】 桜町近隣公園整備事業 【内容】 市庁舎別館跡地を活用し、	長崎市	旧公会堂前公園の代替公園として、近隣住民の日常的な利用及び各種イベントや集会の開催など、賑わいの創出に寄与する公園整備を行うもの。	【措置の内容】 <u>都市構造再編集集中支援事業</u> <u>〔国土交通省〕</u>		<u>(4) から移設</u>				

近隣住民の日常的な利用や各種イベントの開催など賑わいの創出に資する公園を整備する 位置：桜町		回遊性の向上や賑わいの創出及び居住環境の向上を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【実施時期】 令和6～7年度	
---	--	---	--------------------------	--

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 市民トイレ活用事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
<u>(3)へ移設</u>				
(略)	(略)	(略)	(略)	

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1]～[2] (2) 略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 交流拠点施設整備事業 [再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 新たな文化施設整備事業 【内容】 芸術文化の新たな拠点として「鑑賞・発表」「創造支援」「交流促進」機能を備えた文化施設の整備を行う	長崎市	市民の芸術文化活動の鑑賞の拠点としての機能を確保するため、「鑑賞・発表」「創造支援」「交流促進」機能を備えた新文化施設を整備する。 暮らしやすさを実感できるまちづくりの推進につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 地方創生推進交付金 [内閣府] 【実施時期】 令和4年度 【措置の内容】	

--	--	--	--	--

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 市民トイレ活用事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 桜町近隣公園整備事業 【内容】 市庁舎別館跡地を活用し、近隣住民の日常的な利用や各種イベントの開催など賑わいの創出に資する公園を整備する 位置：桜町 【実施時期】 令和3～9年度	長崎市	旧公会堂前公園の代替公園として、近隣住民の日常的な利用及び各種イベントや集会の開催など、賑わいの創出に寄与する公園整備を行うもの。 回遊性の向上や賑わいの創出及び居住環境の向上を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
(略)	(略)	(略)	(略)	

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1]～[2] (2) 略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 交流拠点施設整備事業 [再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 新たな文化施設整備事業 【内容】 芸術文化の新たな拠点として「鑑賞・発表」「創造支援」「交流促進」機能を備えた文化施設の整備を行う	長崎市	市民の芸術文化活動の鑑賞の拠点としての機能を確保するため、「鑑賞・発表」「創造支援」「交流促進」機能を備えた新文化施設を整備する。 暮らしやすさを実感できるまちづくりの推進につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 地方創生推進交付金 [内閣府] 【実施時期】 令和4～6年度 【措置の内容】	

【実施時期】 平成 30 年度～			都市構造再編 集中支援事業 〔国土交通省〕	
【事業名】 市庁舎跡地活用事業 〔再掲〕	長崎市	現在の市庁舎は、陸の玄関口である長崎駅、浜町や新大工の中心商店街を結ぶ、市中心部において重要な場所に位置している。	【措置の内容】 地域防災拠点 建築物整備緊急促進事業補助金 〔国土交通省〕	
【内容】 市庁舎跡地を活用し、市民が憩える広場や施設等の整備を行う 位置：桜町		市庁舎移転後、建物を解体し、跡地に、広場など市民の憩いの場や、人々が集い周辺の賑わいにつながる施設などを整備することで、まちなか全体への回遊を促進することにつながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【実施時期】 令和 4～7 年度	
【実施時期】 平成 29 年度～				

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 (仮称)こどもセンター整備事業	長崎市	(仮称)こどもセンターを「子ども自身の成長を支援するとともに、子育て中の親を支援する拠点」と位置づけ、子どもの健やかな成長を手助けし、子育て中の親を支援する本事業は、暮らしやすさを実感できるまちづくりの推進につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【内容】 子ども自身の成長と子育て中の親を支援する拠点として、(仮称)こどもセンターを整備する				
【実施時期】 令和 2 年度～				
【事業名】 社会福祉会館建替え事業	長崎市	新会館を「地域福祉を支援する拠点」と位置づけ、長崎市社会福祉協議会をはじめ地域福祉に関係する団体を集約し、相互連携を図りながら、市民や地域と交流・協働を行うことにより、地域福祉の着実な推進を図る本事業は、暮らしやすさを実感できるまちづくりの推進につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【内容】 施設の老朽化が著しく、利用者にとって大変不便な施設となっている長崎市社会福祉会館の建て替えを行う				
【実施時期】 令和 3～10 年度				
(略)	(略)	(略)	(略)	

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

【実施時期】 平成 30 年度～			都市構造再編 集中支援事業 〔国土交通省〕	
【事業名】 市庁舎跡地活用事業 〔再掲〕	長崎市	現在の市庁舎は、陸の玄関口である長崎駅、浜町や新大工の中心商店街を結ぶ、市中心部において重要な場所に位置している。	【措置の内容】 地域防災拠点 建築物整備緊急促進事業補助金 〔国土交通省〕	
【内容】 市庁舎跡地を活用し、市民が憩える広場や施設等の整備を行う 位置：桜町		市庁舎移転後、建物を解体し、跡地に、広場など市民の憩いの場や、人々が集い周辺の賑わいにつながる施設などを整備することで、まちなか全体への回遊を促進することにつながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【実施時期】 令和 5～6 年度	
【実施時期】 平成 29 年度～				

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 (仮称)こどもセンター整備事業	長崎市	(仮称)こどもセンターを「子ども自身の成長を支援するとともに、子育て中の親を支援する拠点」と位置づけ、子どもの健やかな成長を手助けし、子育て中の親を支援する本事業は、暮らしやすさを実感できるまちづくりの推進につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【内容】 子ども自身の成長と子育て中の親を支援する拠点として、(仮称)こどもセンターを整備する				
【実施時期】 令和 2～6 年度				
【事業名】 社会福祉会館建替え事業	長崎市	新会館を「地域福祉を支援する拠点」と位置づけ、長崎市社会福祉協議会をはじめ地域福祉に関係する団体を集約し、相互連携を図りながら、市民や地域と交流・協働を行うことにより、地域福祉の着実な推進を図る本事業は、暮らしやすさを実感できるまちづくりの推進につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【内容】 施設の老朽化が著しく、利用者にとって大変不便な施設となっている長崎市社会福祉会館の建て替えを行う				
【実施時期】 令和 3～8 年度				
(略)	(略)	(略)	(略)	

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1]～[2] (2) 略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新大工町地区市街地再開発事業 [再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 浜町地区市街地再開発事業[再掲] 【内容】 浜市商店街振興組合のエリアにおいて、まちづくり方針に基づく第一種市街地再開発事業等による商業・住宅・駐車場の整備を行う 【実施時期】 平成26年度～	民間事業者	浜市商店街振興組合が位置する浜町地区は、まちぶらプロジェクトにおけるまちなか軸にあって中核を占める存在であるため、商業施設等の再整備による魅力向上により、まちなか全体の賑わい再生につなげる。 浜町地区の商業機能を更新することで、まちなか全体への集客を促進することにつながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等) [国土交通省] 【実施時期】 令和2～7年度	

(4) 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1]～[2] (1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業 【内容】 地域の魅力向上や魅力発信など、まちなかの賑わい創出に寄与する活動を行う市民、地域団体等に対して補助金を交付し、活動の初動時期を支援する 【実施時期】 平成24年度～令和9年度	長崎市	まちなかでは、多くの市民や団体、企業などが、まちの魅力づくりや賑わいの創出へ取り組むアイデアや意欲を持っている。 本事業においては、地域の資源を活かした商品開発や、長崎の伝統産業を活かした活動など、地域の魅力の発信や賑わいの創出に効果のある取組みの初動時期を支援し、主体的・継続的な取組みにつなげることにより、まちなかの魅力向上を推進するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] 【実施時期】 令和2年4月～8年3月	区域内
【事業名】 Nagasakiまちなか文化祭事業 【内容】	長崎市	本市の中心商業地において、音楽をはじめパフォーマンス、演劇などのステージや美術イベントを開催するNagasakiまちなか文化祭事業は、まちなかの賑わ	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省]	区域内

[1]～[2] (2) 略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新大工町地区市街地再開発事業 [再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 浜町地区市街地再開発事業[再掲] 【内容】 浜市商店街振興組合のエリアにおいて、まちづくり方針に基づく第一種市街地再開発事業等による商業・住宅・駐車場の整備を行う 【実施時期】 平成26年度～	民間事業者	浜市商店街振興組合が位置する浜町地区は、まちぶらプロジェクトにおけるまちなか軸にあって中核を占める存在であるため、商業施設等の再整備による魅力向上により、まちなか全体の賑わい再生につなげる。 浜町地区の商業機能を更新することで、まちなか全体への集客を促進することにつながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等) [国土交通省] 【実施時期】 令和2～6年度	

(4) 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1]～[2] (1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業 【内容】 地域の魅力向上や魅力発信など、まちなかの賑わい創出に寄与する活動を行う市民、地域団体等に対して補助金を交付し、活動の初動時期を支援する 【実施時期】 平成24年度～令和9年度	長崎市	まちなかでは、多くの市民や団体、企業などが、まちの魅力づくりや賑わいの創出へ取り組むアイデアや意欲を持っている。 本事業においては、地域の資源を活かした商品開発や、長崎の伝統産業を活かした活動など、地域の魅力の発信や賑わいの創出に効果のある取組みの初動時期を支援し、主体的・継続的な取組みにつなげることにより、まちなかの魅力向上を推進するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] 【実施時期】 令和2年4月～7年3月	区域内
【事業名】 Nagasakiまちなか文化祭事業 【内容】	長崎市	本市の中心商業地において、音楽をはじめパフォーマンス、演劇などのステージや美術イベントを開催するNagasakiまちなか文化祭事業は、まちなかの賑わ	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省]	区域内

音楽をはじめパフォーマンス、演劇などのステージや美術展を開催することにより、まちなかの賑わいの創出や、市民の芸術文化活動の発表や鑑賞の場を提供する 【実施時期】 平成 27 年度～		いの創出に直接寄与するものであり、中心市街地の活性化に必要である。	【実施時期】 令和 4 年 4 月～ <u>8 年 3 月</u>			音楽をはじめパフォーマンス、演劇などのステージや美術展を開催することにより、まちなかの賑わいの創出や、市民の芸術文化活動の発表や鑑賞の場を提供する 【実施時期】 平成 27 年度～		いの創出に直接寄与するものであり、中心市街地の活性化に必要である。	【実施時期】 令和 4 年 4 月～ <u>7 年 3 月</u>	
【事業名】 長崎さるく 【内容】 長崎の歴史、文化、人、まち、人の良さを観光客が体験できる「長崎さるく」を実施することにより、観光客の誘致及び満足度の向上を図る 【実施時期】 平成 18 年度～	(一社)長崎国際観光コンベンション協会	中心市街地には数多くの歴史的建造物が点在しており、引き続き長崎さるくを実施することにより、観光客を中心市街地に誘致し、中心市街地の集客力向上を図る。 長崎さるくを通して、観光客、市民を中心市街地に集客し、各種イベントとタイアップすることにより、賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] 【実施時期】 令和 2 年 4 月～ <u>3 年 3 月、令和 6 年 4 月～8 年 3 月</u>	区域内		【事業名】 長崎さるく 【内容】 長崎の歴史、文化、人、まち、人の良さを観光客が体験できる「長崎さるく」を実施することにより、観光客の誘致及び満足度の向上を図る 【実施時期】 平成 18 年度～	(一社)長崎国際観光コンベンション協会	中心市街地には数多くの歴史的建造物が点在しており、引き続き長崎さるくを実施することにより、観光客を中心市街地に誘致し、中心市街地の集客力向上を図る。 長崎さるくを通して、観光客、市民を中心市街地に集客し、各種イベントとタイアップすることにより、賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] 【実施時期】 令和 2 年 4 月～ <u>7 年 3 月</u>	区域内
【事業名】 長崎帆船まつり 【内容】 長崎港に国内外の帆船を招聘し、新たな賑わいの場を創出し、観光や地域の活性化及び港、海に対する啓発を図る 【実施時期】 平成 12 年度～	長崎帆船まつり実行委員会	4 月下旬に長崎港において長崎帆船まつりを開催することで、観光客や市民の賑わいを創出し、中心市街地の魅力を向上させることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] 【実施時期】 <u>令和 6 年 4 月～8 年 3 月</u>	区域内		【事業名】 長崎帆船まつり 【内容】 長崎港に国内外の帆船を招聘し、新たな賑わいの場を創出し、観光や地域の活性化及び港、海に対する啓発を図る 【実施時期】 平成 12 年度～	長崎帆船まつり実行委員会	4 月下旬に長崎港において長崎帆船まつりを開催することで、観光客や市民の賑わいを創出し、中心市街地の魅力を向上させることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] 【実施時期】 <u>令和 4 年 4 月～7 年 3 月</u>	区域内
【事業名】 長崎くんち 【内容】 伝統的な年中行事である「長崎くんち」を実施し、観光客の誘致及び伝統芸能の振興を図る 【実施時期】 昭和 50 年度以前～	長崎伝統芸能振興会 (長崎商工会議所)	毎年 10 月 7 日から 9 日まで行われる長崎くんちでは、踊町を中心とする中心市街地全体が祭りにより盛り上がり、庭見せなど観光客も長崎文化を楽しめる催し物があるため、人の活気と祭りによる賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] 【実施時期】 <u>令和 5 年 4 月～8 年 3 月</u>	区域内		【事業名】 長崎くんち 【内容】 伝統的な年中行事である「長崎くんち」を実施し、観光客の誘致及び伝統芸能の振興を図る 【実施時期】 昭和 50 年度以前～	長崎伝統芸能振興会 (長崎商工会議所)	毎年 10 月 7 日から 9 日まで行われる長崎くんちでは、踊町を中心とする中心市街地全体が祭りにより盛り上がり、庭見せなど観光客も長崎文化を楽しめる催し物があるため、人の活気と祭りによる賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] 【実施時期】 <u>令和 4 年 4 月～7 年 3 月</u>	区域内
【事業名】 長崎郷土芸能大会 【内容】 市内各地区の伝統芸能を	長崎郷土芸能保存協議会	毎年 9 月下旬に長崎郷土芸能大会を開催することで、出演者や観覧者を中心市街地に誘客し、市中パレードや大会を通して賑わいの創出に寄与すること	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省]	区域内		【事業名】 長崎郷土芸能大会 【内容】 市内各地区の伝統芸能を	長崎郷土芸能保存協議会	毎年 9 月下旬に長崎郷土芸能大会を開催することで、出演者や観覧者を中心市街地に誘客し、市中パレードや大会を通して賑わいの創出に寄与すること	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省]	区域内

披露する大会を開催することで、市民・観光客に広く認知してもらい、伝統芸能の振興と保存・継承を図る 【実施時期】 昭和 50 年度～		から、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【実施時期】 <u>令和 5 年 4 月～</u> <u>8 年 3 月</u>		披露する大会を開催することで、市民・観光客に広く認知してもらい、伝統芸能の振興と保存・継承を図る 【実施時期】 昭和 50 年度～		から、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【実施時期】 <u>令和 4 年 4 月～</u> <u>7 年 3 月</u>	
【事業名】 長崎居留地まつり 【内容】 旧外国人居留地区の歴史的文化資産を活かしながら多彩なイベントを行い、地域文化の活性化と地域振興を図る 【実施時期】 平成 8 年度～	長崎居留地まつり実行委員会	長崎の代表観光地である旧外国人居留地地区で開催することで、観光客や市民の賑わいを創出し、中心市街地の魅力を向上させることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] 【実施時期】 <u>令和 6 年 4 月～</u> <u>8 年 3 月</u>	区域内	【事業名】 長崎居留地まつり 【内容】 旧外国人居留地区の歴史的文化資産を活かしながら多彩なイベントを行い、地域文化の活性化と地域振興を図る 【実施時期】 平成 8 年度～	長崎居留地まつり実行委員会	長崎の代表観光地である旧外国人居留地地区で開催することで、観光客や市民の賑わいを創出し、中心市街地の魅力を向上させることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] 【実施時期】 <u>令和 4 年 4 月～</u> <u>7 年 3 月</u>	区域内
【事業名】 東山手・南山手地区魅力向上事業 [再掲] 【内容】 東山手・南山手地区の魅力、回遊性の向上を図るため、洋館の活用方法の検討を行い、活用する 位置：南山手町ほか 【実施時期】 平成 26 年度～	長崎市	中心市街地の南側に位置する東山手・南山手地区は、伝統的建造物群保存地区に指定されており、洋館をはじめとする歴史的価値のある建造物等が数多く残っており、これらを活用して地区の魅力向上を図るものである。 洋館の魅力向上により新たな地区の価値が生まれ、賑わいや活力の創出も見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] 【実施時期】 <u>令和 6 年 4 月～</u> <u>8 年 3 月</u>	区域内	【事業名】 東山手・南山手地区魅力向上事業 [再掲] 【内容】 東山手・南山手地区の魅力、回遊性の向上を図るため、洋館の活用方法の検討を行い、 <u>洋館隣接地を取得し一体的に活用する</u> 位置：南山手町ほか 【実施時期】 平成 26 年度～	長崎市	中心市街地の南側に位置する東山手・南山手地区は、伝統的建造物群保存地区に指定されており、洋館をはじめとする歴史的価値のある建造物等が数多く残っており、これらを活用して地区の魅力向上を図るものである。 洋館の魅力向上により新たな地区の価値が生まれ、賑わいや活力の創出も見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] 【実施時期】 <u>令和 4 年 4 月～</u> <u>7 年 3 月</u>	区域内
【事業名】 長崎ベイスайдマラソン 【内容】 スポーツの振興、市民のふれあい、観光・経済の活性化を図るため、長崎市においてマラソンを開催する 【実施時期】 平成 14 年度～	長崎ベイスайдマラソン実行委員会	毎年秋にマラソン大会を行うことで、国内外からの集客を促し、スタート及びゴールとなる中心市街地に賑わいが生まれることや、中心市街地の魅力発見にもつながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] 【実施時期】 <u>令和 4 年 4 月～</u> <u>8 年 3 月</u>	区域内外	【事業名】 長崎ベイスайдマラソン & ウォーク 【内容】 スポーツの振興、市民のふれあい、観光・経済の活性化を図るため、長崎市においてマラソン等を開催する 【実施時期】 平成 14 年度～	長崎ベイスайдマラソン実行委員会	毎年秋にマラソン <u>及びウォーキング</u> 大会を行うことで、国内外からの集客を促し、スタート及びゴールとなる中心市街地に賑わいが生まれることや、中心市街地の魅力発見にもつながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] 【実施時期】 <u>令和 3 年 4 月～</u> <u>7 年 3 月</u>	区域内外
【事業名】 長崎ランタンフェスティバル	長崎ランタンフェスティバル実行委員会	中心市街地で最大の動員数を誇る長崎ランタンフェスティバルを行うことで、国内外からの	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事	区域内	【事業名】 長崎ランタンフェスティバル	長崎ランタンフェスティバル実行委員会	中心市街地で最大の動員数を誇る長崎ランタンフェスティバルを行うことで、国内外からの	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事	区域内

<p>【内容】 「春節祭」をベースとした長崎ならではの中国文化や光をテーマに特色あるイベントを実施し、観光の振興及び地域経済の活性化を図る</p> <p>【実施時期】 平成5年度～</p>		多くの来街者が見込め、中心市街地の回遊や商業が活発化することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	業 [総務省]			<p>【内容】 「春節祭」をベースとした長崎ならではの中国文化や光をテーマに特色あるイベントを実施し、観光の振興及び地域経済の活性化を図る</p> <p>【実施時期】 平成5年度～</p>		多くの来街者が見込め、中心市街地の回遊や商業が活発化することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	業 [総務省]		
<p>【事業名】 中島川周辺活性化事業</p> <p>【内容】 中島川界限を活用し、夜市などのイベントを行うことで新たな賑わいの場を創出するとともに、長崎観光の振興及び地域経済の活性化を図る</p> <p>【実施時期】 平成18年度～</p>	長崎市・長崎夜市実行委員会	長崎の歴史と文化に彩られ、市民や観光客も足を運ぶ独自の風情をもつ中島川界限を活用し、新たな賑わいの場の創出と、観光及び地域の活性化を図る。 ライトアップにより風情を創出するとともに、夜市やイベントを行うことで中心市街地の賑わいと活力の創出に寄与するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省]	区域内		<p>【事業名】 中島川周辺活性化事業</p> <p>【内容】 中島川界限を活用し、夜市などのイベントを行うことで新たな賑わいの場を創出するとともに、長崎観光の振興及び地域経済の活性化を図る</p> <p>【実施時期】 平成18年度～</p>	長崎市・長崎夜市実行委員会	長崎の歴史と文化に彩られ、市民や観光客も足を運ぶ独自の風情をもつ中島川界限を活用し、新たな賑わいの場の創出と、観光及び地域の活性化を図る。 ライトアップにより風情を創出するとともに、夜市やイベントを行うことで中心市街地の賑わいと活力の創出に寄与するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省]	区域内	
<p>【事業名】 長崎ペーロン選手権大会</p> <p>【内容】 長崎の伝統行事であるペーロンを市民、観光客に広く認知してもらい、観光客増加を図る</p> <p>【実施時期】 昭和52年度～</p>	長崎ペーロン選手権大会実行委員会	ペーロン選手権大会に来場する観光客や市民を、中心市街地に誘客し、賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省]	区域内		<p>【事業名】 長崎ペーロン選手権大会</p> <p>【内容】 長崎の伝統行事であるペーロンを市民、観光客に広く認知してもらい、観光客増加を図る</p> <p>【実施時期】 昭和52年度～</p>	長崎ペーロン選手権大会実行委員会	ペーロン選手権大会に来場する観光客や市民を、中心市街地に誘客し、賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省]	区域内	
<p>【事業名】 まちなか再生推進事業</p> <p>【内容】 まちなかの賑わいを再生するため、歳時を顕在化するイベントの開催やまちなかの魅力を市民や観光客に伝えるガイドブックの配布等を行う</p> <p>【実施時期】 平成30年度～令和9年度</p>	長崎市	地域と連携しながら、まちなかの各エリアの個性や魅力を顕在化し、情報の発信などを進めることにより賑わいの再生を図るものであり、地域の活性化、市民や観光客の回遊性の向上や賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省]	区域内		<p>【事業名】 まちなか再生推進事業</p> <p>【内容】 まちなかの賑わいを再生するため、歳時を顕在化するイベントの開催やまちなかの魅力を市民や観光客に伝えるガイドブックの配布等を行う</p> <p>【実施時期】 平成30年度～令和9年度</p>	長崎市	地域と連携しながら、まちなかの各エリアの個性や魅力を顕在化し、情報の発信などを進めることにより賑わいの再生を図るものであり、地域の活性化、市民や観光客の回遊性の向上や賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省]	区域内	
<p>【事業名】 長崎開港450周年記念事業</p>	(略)	(略)	(略)	(略)		<p>【事業名】 長崎開港450周年記念事業</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	

(略)					(略)				
<p>【事業名】 ながさき実り・恵みの感謝祭</p> <p>【内容】 地元農水産物の展示・販売を行う、ながさき実り・恵みの感謝祭を開催することで、地産地消の推進と長崎市の農水産業の維持振興を図る</p> <p>【実施時期】 平成15年度～</p>	ながさき実り・恵みの感謝祭長崎市実行委員会	11月にながさき実り・恵みの感謝祭を開催することで、地元農水産物の情報を発信するとともに、市民の賑わいを生み出し、中心市街地の魅力を向上させることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省]</p> <p>【実施時期】 令和3年4月～ <u>8年3月</u></p>	区域内	<p>【事業名】 ながさき実り・恵みの感謝祭</p> <p>【内容】 地元農水産物の展示・販売を行う、ながさき実り・恵みの感謝祭を開催することで、地産地消の推進と長崎市の農水産業の維持振興を図る</p> <p>【実施時期】 平成15年度～</p>	ながさき実り・恵みの感謝祭長崎市実行委員会	11月にながさき実り・恵みの感謝祭を開催することで、地元農水産物の情報を発信するとともに、市民の賑わいを生み出し、中心市街地の魅力を向上させることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省]</p> <p>【実施時期】 令和3年4月～ <u>7年3月</u></p>	区域内
<p>【事業名】 商店街体制強化支援事業</p> <p>【内容】 商店街の個店を強化する取組み及び商店街活動の魅力を向上させる取組みに対して支援を行う。</p> <p>【実施時期】 令和2年度～</p>	長崎市	<p>【位置付け】 中心市街地の商店街が行う商店街内の事業者を対象とした経営支援セミナー、おもてなし向上セミナーの開催等の個店を強化する取組み及び商店街活動の魅力を向上させるイベントの開催等の取組みなどに対し支援を行う事業として、目標③「市民生活の利便性向上」に資する事業に位置付けられる。</p> <p>【必要性】 来街者の増加につながり、中心市街地の歩行者通行量の増加が見込まれること。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省]</p> <p>【実施時期】 <u>令和6年4月～</u> <u>8年3月</u></p>	区域内	<p>【事業名】 商店街体制強化支援事業</p> <p>【内容】 商店街の個店を強化する取組み及び商店街活動の魅力を向上させる取組みに対して支援を行う。</p> <p>【実施時期】 令和2年度～</p>	長崎市	<p>【位置付け】 中心市街地の商店街が行う商店街内の事業者を対象とした経営支援セミナー、おもてなし向上セミナーの開催等の個店を強化する取組み及び商店街活動の魅力を向上させるイベントの開催等の取組みなどに対し支援を行う事業として、目標③「市民生活の利便性向上」に資する事業に位置付けられる。</p> <p>【必要性】 来街者の増加につながり、中心市街地の歩行者通行量の増加が見込まれること。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省]</p> <p>【実施時期】 <u>令和3年4月～</u> <u>7年3月</u></p>	区域内
<p>【事業名】 商店街にぎわい創出事業</p> <p>【内容】 商店街活性化のための個店の魅力向上、地域と協働したイベント開催などのソフト事業に対して支援を行う</p> <p>【実施時期】 令和2年度～</p>	長崎市	<p>【位置付け】 中心市街地の商店街が行う個店の魅力向上、地域と協働したイベント開催などのソフト事業に対し支援を行う事業として、目標③「市民生活の利便性向上」に資する事業に位置付けられる。</p> <p>【必要性】 来街者の増加につながり、中心市街地の歩行者通行量の増加が見込まれること。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省]</p> <p>【実施時期】 <u>令和6年4月～</u> <u>8年3月</u></p>	区域内	<p>【事業名】 商店街にぎわい創出事業</p> <p>【内容】 商店街活性化のための個店の魅力向上、地域と協働したイベント開催などのソフト事業に対して支援を行う</p> <p>【実施時期】 令和2年度～</p>	長崎市	<p>【位置付け】 中心市街地の商店街が行う個店の魅力向上、地域と協働したイベント開催などのソフト事業に対し支援を行う事業として、目標③「市民生活の利便性向上」に資する事業に位置付けられる。</p> <p>【必要性】 来街者の増加につながり、中心市街地の歩行者通行量の増加が見込まれること。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省]</p> <p>【実施時期】 <u>令和3年4月～</u> <u>7年3月</u></p>	区域内
<p>【事業名】 新たなにぎわい創出事業</p> <p>【内容】 商店街等が行う地域を巻き込んだイベントやフェアの開催、異業種連携による新たなサービスの開発・提供、商業者が集まって取り組む地域の課題解決などに対し支援を行う事業として、目標③「市民生活の利便性向上」に資する事業に</p>	長崎市	<p>【位置付け】 中心市街地の商店街が行う地域を巻き込んだイベントやフェアの開催、異業種連携による新たなサービスの開発・提供、商業者が集まって取り組む地域の課題解決などに対し支援を行う事業として、目標③「市民生活の利便性向上」に資する事業に</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省]</p> <p>【実施時期】 <u>令和5年4月～</u> <u>8年3月</u></p>	区域内	<p>【事業名】 新たなにぎわい創出事業</p> <p>【内容】 商店街等が行う地域を巻き込んだイベントやフェアの開催、異業種連携による新たなサービスの開発・提供、商業者が集まって取り組む地域の課題解決などに対し支援を行う事業として、目標③「市民生活の利便性向上」に資する事業に</p>	長崎市	<p>【位置付け】 中心市街地の商店街が行う地域を巻き込んだイベントやフェアの開催、異業種連携による新たなサービスの開発・提供、商業者が集まって取り組む地域の課題解決などに対し支援を行う事業として、目標③「市民生活の利便性向上」に資する事業に</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省]</p> <p>【実施時期】 <u>令和3年4月～</u> <u>7年3月</u></p>	区域内

て取り組む地域の課題解決などへの補助を行う		位置付けられる。 【必要性】 来街者の増加につながり、中心市街地の歩行者通行量の増加が見込まれること。		
【実施時期】 令和2年度～				
【事業名】 中心市街地公園整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 空き店舗活用にぎわい創出事業	長崎市	【位置付け】 中心市街地の商店街への魅力ある店舗の出店及び商店街等が実施する空き店舗対策の取組に対し支援を行う事業として、目標③「市民生活の利便性向上」に資する事業に位置付けられる。 【必要性】 来街者の増加につながり、中心市街地の歩行者通行量の増加が見込まれること。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 〔総務省〕 【実施時期】 令和6年4月～ <u>令和8年3月</u>	区域内
【内容】 商店街等への魅力ある店舗の出店及び商店街等が実施する空き店舗対策の取組への支援を行う				
【実施時期】 令和5年度～				

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 環長崎港夜間景観整備事業	長崎市	歴史的建造物や観光施設等のライトアップとそれらをつなぐ回遊路の街路灯等の整備を行う「中・近景の夜間景観づくり」と、斜面市街地の灯りの整備や港に映り込む光による水際線の顕在化を図る「遠景の夜景色がき」により、夜景観光の魅力が向上することで、交流人口の拡大による賑わい創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業（東山手・南山手地区）） 〔国土交通省〕 【実施時期】 令和4～ <u>6年度</u>	
【実施時期】 平成29年度～ <u>令和6年度</u>				
【事業名】 <u>長崎さるく〔再掲〕</u>	<u>(一社)長崎国際観光コンベンション協会</u>	<u>中心市街地には数多くの歴史的建造物が点在しており、引き続き長崎さるくを実施することにより、観光客を中心市街地に誘致し、中心市街地の集客力向上を図る。</u> <u>長崎さるくを通して、観光客、市民を中心市街地に集客し、各種イベントとタイアップすることにより、賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</u>	【措置の内容】 <u>デジタル田園都市国家構想交付金</u> 〔内閣府〕 【実施時期】 <u>令和5年度</u>	
【内容】 <u>長崎の歴史、文化、人、まち、人の良さを観光客が体験できる「長崎さるく」を実施することにより、観光客の誘致及び満足度の向上を図る</u>				
【実施時期】 <u>平成18年度～</u>				

て取り組む地域の課題解決などへの補助を行う		位置付けられる。 【必要性】 来街者の増加につながり、中心市街地の歩行者通行量の増加が見込まれること。		
【実施時期】 令和2年度～				
【事業名】 中心市街地公園整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 空き店舗活用にぎわい創出事業	長崎市	【位置付け】 中心市街地の商店街への魅力ある店舗の出店及び商店街等が実施する空き店舗対策の取組に対し支援を行う事業として、目標③「市民生活の利便性向上」に資する事業に位置付けられる。 【必要性】 来街者の増加につながり、中心市街地の歩行者通行量の増加が見込まれること。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 〔総務省〕 【実施時期】 令和6年4月～ <u>令和7年3月</u>	区域内
【内容】 商店街等への魅力ある店舗の出店及び商店街等が実施する空き店舗対策の取組への支援を行う				
【実施時期】 令和5年度～				

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 環長崎港夜間景観整備事業	長崎市	歴史的建造物や観光施設等のライトアップとそれらをつなぐ回遊路の街路灯等の整備を行う「中・近景の夜間景観づくり」と、斜面市街地の灯りの整備や港に映り込む光による水際線の顕在化を図る「遠景の夜景色がき」により、夜景観光の魅力が向上することで、交流人口の拡大による賑わい創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業（東山手・南山手地区）） 〔国土交通省〕 【実施時期】 令和4～ <u>5年度</u>	
【実施時期】 平成29年度～ <u>令和5年度</u>				
<u>新規追加</u>				

<p>[再掲]</p> <p>【内容】 浜市商店街振興組合のエリアにおいて、まちづくり方針に基づく第一種市街地再開発事業等による商業・住宅・駐車場等の整備を行う</p> <p>【実施時期】 平成 26 年度～</p>		<p>って中核を占める存在であるため、商業施設等の再整備による魅力向上により、まちなか全体の賑わい再生につなげる。 浜町地区の商業機能を更新することで、まちなか全体への集客を促進することにつながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>街地再開発事業等) [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 令和 2～<u>7 年度</u></p>		<p>[再掲]</p> <p>【内容】 浜市商店街振興組合のエリアにおいて、まちづくり方針に基づく第一種市街地再開発事業等による商業・住宅・駐車場等の整備を行う</p> <p>【実施時期】 平成 26 年度～</p>		<p>って中核を占める存在であるため、商業施設等の再整備による魅力向上により、まちなか全体の賑わい再生につなげる。 浜町地区の商業機能を更新することで、まちなか全体への集客を促進することにつながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>街地再開発事業等) [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 令和 2～<u>6 年度</u></p>	
<p>【事業名】 環長崎港夜間景観整備事業 [再掲]</p> <p>【内容】 長崎の夜景の更なる魅力向上を図るため、環長崎港夜間景観向上基本計画に基づき、施設のライトアップなど「中・近景の夜間景観づくり」と「遠景の夜のみがき」を行う</p> <p>【実施時期】 平成 29 年度～<u>令和 6 年度</u></p>	長崎市	<p>歴史的建造物や観光施設等のライトアップとそれらをつなぐ回遊路の街路灯等の整備を行う「中・近景の夜間景観づくり」と、斜面市街地の灯りの整備や港に映り込む光による水際線の顕在化を図る「遠景の夜のみがき」により、夜景観光の魅力が向上することで、交流人口の拡大による賑わい創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 都市構造再編集集中支援事業 [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 令和 2～4 年度</p>		<p>【事業名】 環長崎港夜間景観整備事業 [再掲]</p> <p>【内容】 長崎の夜景の更なる魅力向上を図るため、環長崎港夜間景観向上基本計画に基づき、施設のライトアップなど「中・近景の夜間景観づくり」と「遠景の夜のみがき」を行う</p> <p>【実施時期】 平成 29 年度～<u>令和 5 年度</u></p>	長崎市	<p>歴史的建造物や観光施設等のライトアップとそれらをつなぐ回遊路の街路灯等の整備を行う「中・近景の夜間景観づくり」と、斜面市街地の灯りの整備や港に映り込む光による水際線の顕在化を図る「遠景の夜のみがき」により、夜景観光の魅力が向上することで、交流人口の拡大による賑わい創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 都市構造再編集集中支援事業 [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 令和 2～4 年度</p>	
<p>【事業名】 若年者雇用促進事業 <u>[再掲]</u></p> <p>【内容】 若年者の地元就職やU I J ターン就職を促進するため、学生や保護者一人ひとりに地元企業の情報を発信するとともに、地元企業の採用活動を促進する</p> <p>【実施時期】 平成 30 年度～</p>	長崎市	<p>若年者の地元就職やU I J ターン就職を促進することで、企業が多く集積している中心市街地の従業員の確保につながり、ひいては賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 地方創生推進交付金 [内閣府]</p> <p>【実施時期】 令和 3～4 年度</p> <p>【措置の内容】 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 [内閣府]</p> <p>【実施時期】 令和 2 年度～<u>令和 5 年度</u></p>		<p>【事業名】 若年者雇用促進事業</p> <p>【内容】 若年者の地元就職やU I J ターン就職を促進するため、学生や保護者一人ひとりに地元企業の情報を発信するとともに、地元企業の採用活動を促進する</p> <p>【実施時期】 平成 30 年度～</p>	長崎市	<p>若年者の地元就職やU I J ターン就職を促進することで、企業が多く集積している中心市街地の従業員の確保につながり、ひいては賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 地方創生推進交付金 [内閣府]</p> <p>【実施時期】 令和 3～4 年度</p> <p>【措置の内容】 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 [内閣府]</p> <p>【実施時期】 令和 2 年度</p>	
<p>【事業名】 まちM I C Eプロジェクト (略)</p>	(略)	(略)			<p>【事業名】 まちM I C Eプロジェクト (略)</p>	(略)	(略)		
<p>【事業名】 長崎帆船まつり</p>	長崎帆船まつり実行委	4 月下旬に長崎港において長崎帆船まつりを開催すること	【措置の内容】 新型コロナウ		<p>【事業名】 長崎帆船まつり</p>	長崎帆船まつり実行委	4 月下旬に長崎港において長崎帆船まつりを開催すること	【措置の内容】 新型コロナウ	

<p>[再掲]</p> <p>【内容】 長崎港に国内外の帆船を招聘し、新たな賑わいの場を創出し、観光や地域の活性化及び港、海に対する啓発を図る</p> <p>【実施時期】 平成12年度～</p>	員会	で、観光客や市民の賑わいを創出し、中心市街地の魅力を向上させることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	<p>イルス感染症対応地方創生臨時交付金 [内閣府]</p> <p>【実施時期】 令和3年度、 <u>令和5年度</u></p>	
(略)	(略)	(略)	(略)	
<p>【事業名】 長崎郷土芸能大会 [再掲] (略)</p>	(略)	(略)	(略)	
<p>【事業名】 若者交流施設運営事業</p> <p>【内容】 サッカースタジアムを中心とした商業施設、ホテル、オフィス、アリーナ等からなる長崎スタジアムシティの隣接地に整備する広場において、社会実験やワークショップ等を行うもの</p> <p>【実施時期】 令和6年度～<u>令和7年度</u></p>	長崎市	<p>本事業は、長崎スタジアムシティ隣接地に整備する広場において、社会実験やワークショップ等を行うものであり、広場整備により期待される交流促進や賑わい創出の効果をより高めるものであるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 都市構造再編集集中支援事業 [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 令和6年度</p>	
<p>【事業名】 <u>長崎ランタンフェスティバル [再掲]</u></p> <p>【内容】 <u>「春節祭」をベースとした長崎ならではの中国文化や光をテーマに特色あるイベントを実施し、観光の振興及び地域経済の活性化を図る</u></p> <p>【実施時期】 <u>平成5年度～</u></p>	<u>長崎ランタンフェスティバル実行委員会</u>	<p><u>中心市街地で最大の動員数を誇る長崎ランタンフェスティバルを行うことで、国内外からの多くの来街者が見込め、中心市街地の回遊や商業が活発化することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</u></p>	<p>【措置の内容】 <u>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金</u> [内閣府]</p> <p>【実施時期】 <u>令和5年度</u></p>	

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)		
<p>【事業名】 ながさきエコライフ・フェ</p>	(略)	(略)		

<p>[再掲]</p> <p>【内容】 長崎港に国内外の帆船を招聘し、新たな賑わいの場を創出し、観光や地域の活性化及び港、海に対する啓発を図る</p> <p>【実施時期】 平成12年度～</p>	員会	で、観光客や市民の賑わいを創出し、中心市街地の魅力を向上させることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	<p>イルス感染症対応地方創生臨時交付金 [内閣府]</p> <p>【実施時期】 令和3年度</p>	
(略)	(略)	(略)	(略)	
<p>【事業名】 長崎郷土芸能大会 [再掲] (略)</p>	(略)	(略)	(略)	
<p>【事業名】 若者交流施設運営事業</p> <p>【内容】 サッカースタジアムを中心とした商業施設、ホテル、オフィス、アリーナ等からなる長崎スタジアムシティの隣接地に整備する広場において、社会実験やワークショップ等を行うもの</p> <p>【実施時期】 令和6年度～</p>	長崎市	<p>本事業は、長崎スタジアムシティ隣接地に整備する広場において、社会実験やワークショップ等を行うものであり、広場整備により期待される交流促進や賑わい創出の効果をより高めるものであるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 都市構造再編集集中支援事業 [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 令和6年度</p>	
<p><u>新規追加</u></p>				

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)		
<p>【事業名】 ながさきエコライフ・フェ</p>	(略)	(略)		

スタ (略)				
(2) ②へ移設				
【事業名】 <u>企業連携型奨学金返還支援事業</u> 【内容】 <u>奨学金返還支援制度を有する企業と連携し、その一部を補助する奨学金支援制度を実施し、若年者の地元就職やU I Jターン就職を促進する</u> 【実施時期】 <u>令和7年度～</u>	長崎市	<u>若年者の地元就職やU I Jターン就職を促進することで、企業が多く集積している中心市街地の従業員の確保につながり、ひいては賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</u>		
【事業名】 <u>まちなか賑わい創出事業</u> 【内容】 <u>長崎スタジアムシティ等の来訪者や長崎市民をまちなかに回遊させる取組みを産官学が連携して実施する</u> 【実施時期】 <u>令和7年度～</u>	長崎市、長崎商工会議所、地域商店街、教育機関	<u>長崎スタジアムシティ等の来訪者や長崎市民がまちなかに回遊することで、まちなかの歩行者通行量の増加や消費の拡大が図られることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</u>		

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1]～[2] (2) 略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新大工・馬町交差点改良事業	(略)	(略)	(略)	

スタ (略)				
【事業名】 長崎スタジアムシティ開業気運醸成事業 【内容】 商店街へののぼり等の設置やSNS広告による情報発信、小学生等を対象とした絵画コンクールなどを実施 【実施時期】 令和5年度～令和6年度	長崎市	長崎スタジアムシティの開業効果が地域経済やスポーツ等あらゆる分野へ波及することを目指して実施するもので、交流人口の拡大等に資する事業であることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
新規追加				
新規追加				

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1]～[2] (2) 略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新大工・馬町交差点改良事業	(略)	(略)	(略)	

(略)				
【事業名】 離島航路維持対策事業 【内容】 離島航路維持のため運航事業者に対する補助金などの支援を行う 【実施時期】 平成18年度～	運航事業者	本市の中心部に位置しており、バス、電車などの陸上公共交通機関との接続が充実し、隣接地には大型商業施設や病院、周辺には市役所、県庁等の業務施設がある長崎港ターミナルを発着し、本土と離島を結ぶ重要な公共交通機関であり、地域住民の生活に欠かせない移動手段である離島航路の維持・確保を行うものである。 離島地域から中心市街地への航路の維持・確保を行うことにより、離島との連携強化と離島から中心市街地への賑わい強化に寄与することから中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通確保維持事業/地域公共交通バリア解消促進等事業/地域公共交通調査等事業） [国土交通省] 【実施時期】 令和2～ 7年度	
【事業名】 運行情報サイネージシステム導入事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 低床路面電車の導入事業 【内容】 車内の段差を解消し、車椅子スペースを設け、電停と車両入口部の段差を最小限に抑えた、超低床式路面電車の導入を行う 【実施時期】 平成30年度～	長崎電気軌道(株)	誰もが利用しやすい低床車の導入を行い、電停のバリアフリー化や低床車の運行情報を配信するサービス「ドコネ」との一体的な運用をおこなうことにより、誰もが移動しやすい環境を創出する。 多くの人の外出の機会を増やし、まちなかの交流人口の増加に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通確保維持事業/地域公共交通バリア解消促進等事業/地域公共交通調査等事業）、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業、又は観光振興事業 [国土交通省] 【実施時期】 令和3～ 7年度	

(4) 略

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

※図表は最終ページ参照

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1]～[2] (3) 略

(4) 開催状況

(略)				
【事業名】 離島航路維持対策事業 【内容】 離島航路維持のため運航事業者に対する補助金などの支援を行う 【実施時期】 平成18年度～	運航事業者	本市の中心部に位置しており、バス、電車などの陸上公共交通機関との接続が充実し、隣接地には大型商業施設や病院、周辺には市役所、県庁等の業務施設がある長崎港ターミナルを発着し、本土と離島を結ぶ重要な公共交通機関であり、地域住民の生活に欠かせない移動手段である離島航路の維持・確保を行うものである。 離島地域から中心市街地への航路の維持・確保を行うことにより、離島との連携強化と離島から中心市街地への賑わい強化に寄与することから中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通確保維持事業/地域公共交通バリア解消促進等事業/地域公共交通調査事業） [国土交通省] 【実施時期】 令和2～ 6年度	
【事業名】 運行情報サイネージシステム導入事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 低床路面電車の導入事業 【内容】 車内の段差を解消し、車椅子スペースを設け、電停と車両入口部の段差を最小限に抑えた、超低床式路面電車の導入を行う 【実施時期】 平成30年度～	長崎電気軌道(株)	誰もが利用しやすい低床車の導入を行い、電停のバリアフリー化や低床車の運行情報を配信するサービス「ドコネ」との一体的な運用をおこなうことにより、誰もが移動しやすい環境を創出する。 多くの人の外出の機会を増やし、まちなかの交流人口の増加に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通確保維持事業/地域公共交通バリア解消促進等事業/地域公共交通調査事業）、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業、又は観光振興事業 [国土交通省] 【実施時期】 令和3～ 5年度	

(4) 略

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

※図表は最終ページ参照

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1]～[2] (3) 略

(4) 開催状況

(略)

第2回長崎市中心市街地活性化協議会（令和5年12月22日）

- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画（第2期）の変更に対する意見について

【令和6年度】

第1回長崎市中心市街地活性化協議会（令和6年5月7日）

- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画（第2期）フォローアップに対する意見について

第2回長崎市中心市街地活性化協議会（令和6年12月24日）

- ・第2期長崎市中心市街地活性化基本計画における第6回変更（計画期間延長を含む）について

(5) 略

[3] 略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] ~ [3] 略

[4] 都市機能の集積のための事業等

4. 市街地の整備改善のための事業

(略)

- ・若者交流施設整備事業

- ・浪平小学校跡地広場整備事業

5. ~ 6. 略

7. 経済活力向上のための事業

(略)

- ・長崎スタジアムシティ開業気運醸成事業

- ・多様な人材雇用促進事業

- ・企業連携型奨学金返還支援事業

- ・まちなか賑わい創出事業

8. 略

11. ~ 12. 略

(略)

第2回長崎市中心市街地活性化協議会（令和5年12月22日）

- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画（第2期）の変更に対する意見について

新規追加

(5) 略

[3] 略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] ~ [3] 略

[4] 都市機能の集積のための事業等

4. 市街地の整備改善のための事業

(略)

- ・若者交流施設整備事業

- ・新規追加

5. ~ 6. 略

7. 経済活力向上のための事業

(略)

- ・長崎スタジアムシティ開業気運醸成事業

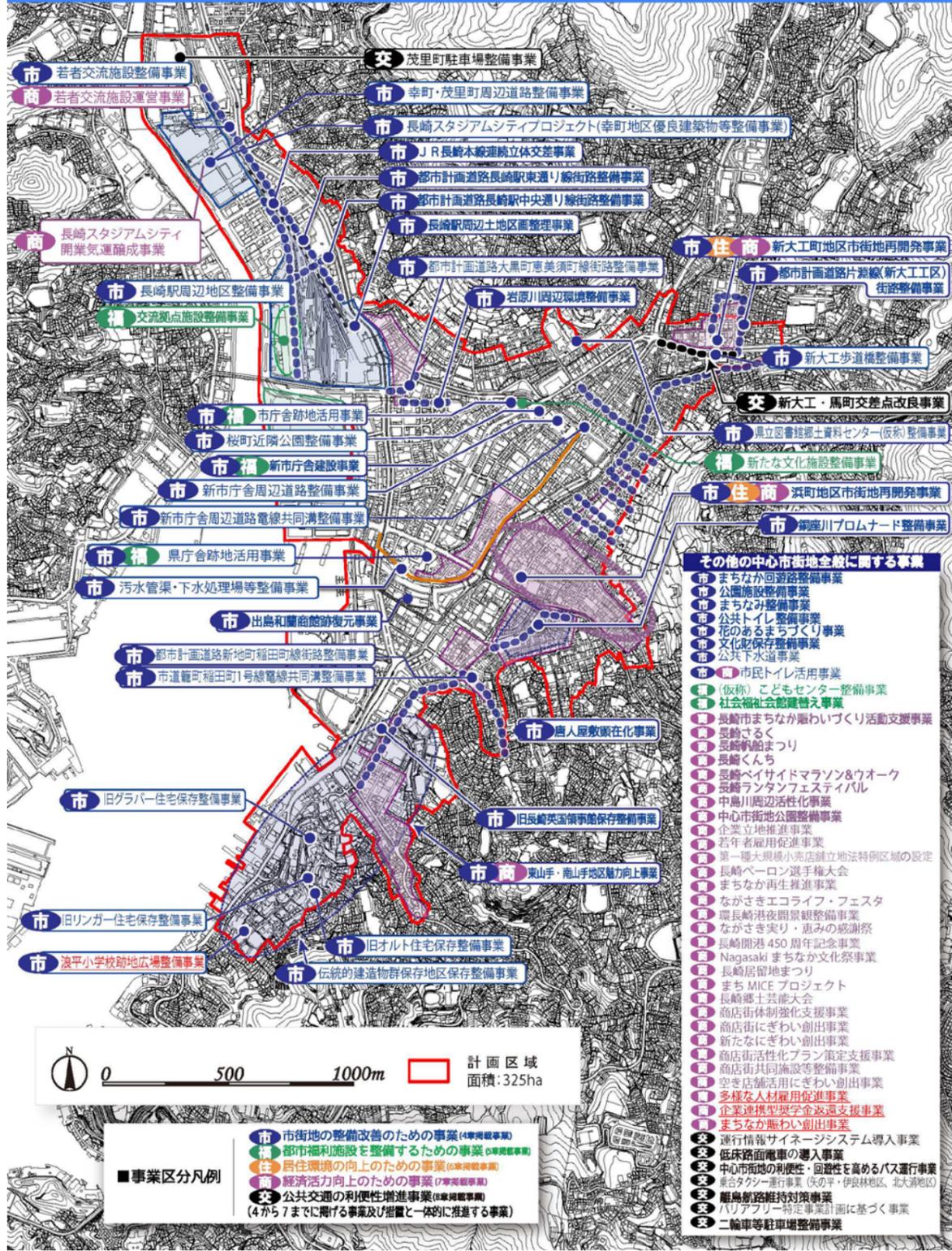
- ・新規追加

8. 略

11. ~ 12. 略

第2期計画区域及び事業実施箇所(案)

変更後



第2期計画区域及び事業実施箇所(案)

変更前

